

1. 議事日程（平成30年第4回北広島町議会定例会）

平成30年12月12日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第2 一般質問

一般質問

《参考》

湊 俊 文	①豊平病院について ②JICAボランティア経験者の採用について
中 田 節 雄	豊平病院を有床診療所として存続を
服 部 泰 征	①情報通信環境の改善を ②北広島町の就労環境について
梅 尾 泰 文	①千代田インターの高速バス利用の実態と改善は ②豊平病院の現状と今後は
亀 岡 純 一	①町内の森林有効利用について ②子供の生活実態と家庭教育支援について ③住民生活に係わる諸問題について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 濱 田 芳 晴	2 番 美 濃 孝 二	3 番 真 倉 和 之
4 番 湊 俊 文	5 番 敷 本 弘 美	6 番 森 脇 誠 悟
7 番 宮 本 裕 之	8 番 山 形 し の ぶ	9 番 亀 岡 純 一
10 番 梅 尾 泰 文	11 番 室 坂 光 治	12 番 服 部 泰 征
13 番 伊 藤 淳	14 番 中 田 節 雄	15 番 大 林 正 行
16 番 伊 藤 久 幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 中 原 健	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 清 見 宣 正	大朝支所長 竹 下 秀 樹	豊平支所長 益 田 智 幸
危機管理課長 野 上 正 宏	総務課長 畑 田 正 法	財政課長 植 田 優 香
企画課長 砂 田 寿 紀	税務課長 浅 黄 隆 文	福祉課長 細 川 敏 樹
保健課長 福 田 さ ち え	農林課長 落 合 幸 治	商工観光課長 沼 田 真 路

建設課長 川手秀則 町民課長 迫井一深 上下水道課長 中川克也  
消防長 石井雅宏 学校教育課長 石坪隆雄 生涯学習課長 西村 豊  
会計管理者 畑田朱美 国土調査事務所長 堂原千春

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第1、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。それでは、承認第4号につきまして、概要を説明します。追加議案集の1ページをお願いします。報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、損失補償契約及び補償金を定めることについて専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 承認第4号につきまして、上下水道課からご説明いたします。地方自治法第96条第1項第13号の規定で、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることにつきましては、議会の議決を得る必要がございます。本件は、その議決事項につきまして専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。追加議案集2ページをお願いいたします。専決処分第15号、地方自治法第179条第1項の規定により、中国電力株式会社可部発電所の発生電力量減少に伴う損失補償契約及び補償金を定めることについて、次のとおり専決処分を行いました。1、相手方、広島市中区小町4番33号、中国電力株式会社、代表取締役社長執行委員清水希茂。2、補償の概要、北広島町合併前の町を含むものでございますが、壬生浄水場の原水を確保するため、江の川から1日最大4000m<sup>3</sup>を取水することについて、中国電力株式会社より、平成29年

1月31日付で同意を得ております。この同意に際しましては、取水に起因して発生する中国電力株式会社可部発電所の発生電力量の減少について、中国電力株式会社に対し、過去分も含め補償することを両者で確認しており、本年完成した江の川取水口から取水を開始するに当たり、補償内容について誠実に協議を進めた結果、合意に至ったため、速やかに損失補償契約を締結し、補償金を支払ったものでございます。3、補償の内容(1)町は、中国電力株式会社に対し、減電に係る補償として、金1566万3000円を支払う。(2)両者は、壬生浄水場原水確保のための取水量が1日最大4000m<sup>3</sup>を超過しない限り、中国電力株式会社可部発電所の減電に係る補償については、一切解決したことを確認する。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤久幸) これをもって、提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長(伊藤久幸) 日程第2、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、答弁においても簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて、一般質問を行ってください。4番、湊議員の発言を許します。湊議員。

○4番(湊俊文) 4番、湊俊文でございます。先に一般質問の通告をしております2項目について質問いたします。まず、豊平病院について。今回の大命題を審議採決するには、議論する時間が少なすぎます。執行部は、指定管理契約の期限が来年3月末であると分かっております。ならば1年前、せめて6か月前、全員協議会で表明し、議論を深めるべきではあるまいか。執行権、議決権を鑑みて、提案時期についてどう考えるか。まず、お伺いします。

○議長(伊藤久幸) 町長。

○町長(箕野博司) 平成28年度から議会の全員協議会において、その都度、豊平病院の運営状況等については、報告をさせていただいてきたところでございます。平成30年3月の全員協議会において、平成31年度以降の町としての方向性を説明いたしました。平成31年度以降の具体的な経営改善計画を立てることを現指定管理者にお願いしていること。併せて、経営改善計画において、経営状況の好転が見られない場合、施設形態の変更による診療体制見直しもやむを得ないことを説明をいたしました。今年6月の全員協議会では、31年度以降の経営改善の見通しが厳しいこと、広島市北西部の公立病院、公的病院との連携の中で、豊平病院の方向性を考えていること、6月下旬に職員への面談を予定していることをお伝えしたところであります。現指定管理者との整理や受託可能な医療機関への打診などから、無床診療所への形態変換の方針が9月末となったわけでございます。

○議長(伊藤久幸) 湊議員。

○4番(湊俊文) 経緯について、今、回答がありましたけど、やっぱり3か月ということで採決に至るということには疑問を呈しておきたいと思えます。平成16年の合併協議会の議事録を読みました。喧々譁々の論議の上、豊平病院は新町に引き継がれました。地方公営企業法の全

部適用で、公営企業会計を導入、豊平病院経営管理計画の検証を受けて、3年前に指定管理者制度が導入されました。そして、新公立病院改革プランを経て、現在に至っております。平成27年度までの一般会計からの繰り入れの額は、平均で7、8000万円、多い年度で1億2000万円。平成28年度から指定管理者制度を導入し、診療科目も増え、住民に喜びを与えられました。しかし、町の支出も増え、再度無床診療所が提案されました。豊平地域の方々からの切実なるご意見、厳しいご叱声とご意見を拝聴しました。また、他の地域の方のご意見もお聞きしました。さらに、北広島町にゆかりのある方で、国立公立の病院で管理職及び看護師として勤務され、現在も民間の医療法人、医療関係団体で広島県の医療に尽力されている方々に、北広島町の現状を踏まえ、公設病院経営の健全化、合理化、特に中山間地域が抱える人口減少、合理化への中で、公設での経営の難しさ、厳しさ、医師及び看護師確保の難しさ等、客観的、大局的な見地からお話をいただきました。町は、診療所化について、平成29年度の新公立病院改革プランを作成する過程で、平成24年度から豊平病院経営管理計画で、平成27年12月には無床診療所を検討し、病院形態の見直しを表明しております。また、平成29年度の第2次北広島町長期総合計画の中では、地域医療体制の整備や高齢者の地域包括ケアシステムの充実を挙げています。町長は就任以来、3年前の1回目は、医師がいない、今回の2回目は、看護師がいないを理由に、二度の豊平病院を無床診療所への移行を表明しました。無床診療所の提案理由を、財政難だけでは地元の住民は納得されません。無床診療所にして経営効率化を図るとしても、一般会計からの繰り入れは認めません。議会も財政健全化調査特別委員会も立ち上げています。町の財政難は承知しております。無床診療所を決断されたなら、それに伴うさまざまな方策で、地元住民の痛みを和らげる必要があります。救急対策や広域医療連携で、地域拠点病院を含む医療包括システムの充実、さらに医療の附随的対策として、高齢者が通院等で共助・互助が受けやすい道路網の整備、公共交通の改善等で、住民の不安を取り除く環境施策についてももっと説明すべきであります。今回の病院形態の変更における町長の説明不足が指摘されています。先ほど町長も言われましたように、広域連携の状況も変わりつつあります。無床診療所にした場合のさまざまな附随的な周辺環境整備等について、丁寧な説明を求めます。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 豊平病院が診療所に転換する方向性であることを説明した住民説明会で、多くのご意見をいただきました。中でも、本地経由の交通アクセスの整備の要望が多数ありました。診療所の経営形態変換に併せ、豊平地域の方の医療を確保するために診療所を始発として豊平千代田線の南回り、本地経由により千代田地域の病院へ通院や見舞いに行ける交通手段を確保してまいります。また、入院機能がなくなるということへの不安が、非常に大きくありました。入院機能はなくなっても、安佐市民病院等から退院し、すぐに自宅へ帰ることが不安なときなど、低料金で泊まることのできる住まいを診療所の施設の中に、2階を想定しておりますけれども、確保していきます。また、診療所に受診した患者の方で、すぐに入院が必要な場合などは、医師の判断で適切な医療が受けられる病院へ搬送する体制を整えます。いざというときの入院や専門的な検査、治療が必要な場合には、診療所の医師から安佐市民病院等専門医療機関へ紹介する体制は継続してまいります。また、救急時における救急車の利用につきましては、これまでどおり安心してご利用をいただきたいと思っております。休日、昼間の在宅当番医につきましては、診療所においても引き受けをしております。高度急性期の医療につきま

しては、荒下地区にできる新しい安佐市民病院に地域救命救急センターの新設が計画されておりますので、これまで以上に安佐市民病院との連携を深めてまいります。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊俊文） 地元でやらなければいけない事業、そして広域にわたる事業、今るる説明をいただきましたが、これを豊平地域の附帯的な公共交通機関もすべてですが、そういう周辺環境整備をきちっとやっていただいて、住民の不安を取り除いていただきたいと思います。最近、防災等で広域化を提唱している広島県知事及び広島広域連携都市圏200万人都市構想を提唱している広島市長が、北広島町に頻りに訪れています。特に医療、防災、ごみ対策では、広域化を呈しております。単町だけでは解決できない難しい問題は、県と市との広域連携行政を駆使していかなければなりません。豊平病院の経営形態の変更問題もしかりであります。医療、防災、福祉、住民生活の安心・安全のためにも、広域的な連携協力は欠かせません。広島県知事や広島市長が訪れた際、北広島町が抱える問題を広域の面から協議し、協力要請できる最もよいチャンスです。今回の豊平病院の無床診療所の転換に関して、広域農道西宗・千代田今田間の早期完成は、大命題であります。広域農道は、県の農林水産局が担当ですが、広島県に対して、農林水産局だけでなく、地域政策局、土木建築局を巻き込んで、やはり農業、林業関係だけの広域農道ではなく、医療、災害、危機管理面からも住民生活の安心・安全のために、必要でプライオリティーの高い道路であります。県の所轄領域を超えて、優先的に予算付けを要請すべきであります。また、広島市に対しては、広島広域連携都市圏200万人構想を訴えている以上、広島市とも一緒に広島県へ要請すべきであります。そうした町長、知事、市長の首長同士の広域連携による周辺整備のやりとりが、住民の不安を解消させる、安堵する一因となると考えております。地域医療に附帯するインフラ整備は不可欠です。広域農道西宗・千代田今田間は、豊平地域と千代田地域を結ぶ大動脈と考えます。早期完成を北広島町の喫緊の課題として、県及び市へ説明し、協力を要請されたことがあるか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 芸北広域農道西宗・今田間につきましては、これまでも広島県に早期完成を要望してきているところでありますが、これまで以上に強く要望してまいります。また、湯崎県知事、それから松井市長等とはいろいろな面で連携することについて協議をしているところであります。これからの地方自治につきましては、連携というのは大きなキーワードであると思っております。豊平病院のことにつきましても具体的なことを協議をしているところでありますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊俊文） 本当、大動脈という認識で私もおりますので、早期に完成をするよう議会も頑張りますし、一緒になって、これを完成させるよう努力したいと思っております。さらに10年後、20年後、豊平病院を無床診療所化として間違いなかったと、証を示さなければなりません。そのためにも、地域住民、指定管理者、広域関連機関、行政が、協働で一丸となって、住民の不安を少しでも取り除く努力をしなければなりません。また、将来に禍根を残すとの言葉に対しても、町長の政治生命をかけて払拭しなければならないと思います。先ほど出ました、単町で実施する公共交通網の改善、救急車の増配していただきたいと思いますが、高齢者の移送の問題、これには単町として尽力をしなければならないと思います。先週4日には、広島市との連携中枢都市圏の連携協約に基づく医療連携実施協定を締結されました。そうした医療の

広域連携行政の充実と成果をアピールしながら、町長は、地元豊平地域の住民の痛みに寄り添う優しい町政に、政治生命を懸けていただきたいと思いますが、その辺をどのように考えられているかお聞きします。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 今紹介がありました、12月4日に広島市、そして、地方独立行政法人広島市立病院機構と北広島町が将来にわたり、地域医療体制を確保するために医療スタッフの派遣など地域医療を支える協定を締結をしたところであります。これは、これから先、組織的にきちっとした取り決めをしながら進めていこうというものであります。これまでの個々の病院完結型医療ではなく、これからは少し広い地域で医療機関ごとに、役割や機能を分担した地域連携型医療により、地域医療を守っていかなければならないと考えております。県をはじめ広島市ともこれまで以上に連携を強化し、広域的に豊平地域の医療を確保していく取り組みを進めているところでございます。こうした中山間地域の地域医療を守っていくこと、とりわけ、今回の豊平病院の医療を将来にわたって守っていくことについては、政治生命を懸けて取り組んでまいります。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊俊文） この問題については、豊平地域の皆さんには痛みを伴いますので、優しい政治を目指して、これに政治生命を懸けていただけるということで回答がございましたので、それを望んでおります。来年の4月1日からも指定管理者制度は導入するようでございますが、現在の無床診療所、いかにして指定管理料が発生しない場合の指定管理契約の内容はどのようになるのか。施設の賃貸借契約のようになるのか、そういうところをちょっと伺ってみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。この12月議会に、指定管理者の指定について議案を提出させていただいております。来年4月からの診療所は、指定管理者に行わせるものとしております。設置者は町長であり、診療所の管理運営は指定管理者となります。指定管理者との契約についてでございます。契約は、施設の賃貸借契約ではなく、管理に関する基本協定書を締結いたします。この協定書におきまして、指定管理者が行う業務や管理物件、指定管理期間、備品の取り扱いなどについて定める予定でおります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊俊文） 分かりました。豊平病院が無床診療所になれば、病院の役割を廃止することになりますが、国保病院として設置したときの要件、建築したときの起債、もろもろに関する整理、措置の事務手続、そして診療所への移行する手続、条例内容の変更等、さらに病院形態での今までの補助金の受け取り、診療所になったときの補助金の受け取り等に対する措置等々があると思いますが、4月1日に向けて、いろんな作業をしなければならないと思いますが、時間を要するということが考えられますが、時間的な余裕はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。この12月議会におきまして、診療所設置及び管理に関する条例は議案提出をさせていただいております。診療所へ移行する

際の保健所への届け出でありますとか、介護保険事業の管理者の変更手続などにつきましては3月までに完了できます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊俊文） 最後に、豊平地域の外来診療は維持しながら、手術、退院後の回復期についても広域医療連携で充実を図り、住民の痛みを少しでも和らげる町政を執行していただくことを要望して、次の質問に入ります。次に、JICAボランティア経験者の採用についてであります。皆さん、JICA、青年海外協力隊というのをご存じでしょうか。JICAは、外務省管轄の独立行政法人、国際協力機構であります。海外ボランティア派遣制度を有しております。自分の持っている技術、経験を生かして、開発途上国のためにボランティア活動をしております。オリンピック・パラリンピックのホストタウンであるドミニカ共和国へ現在の派遣は37名、そのうち21名が女性であります。農業や医療等の面で活躍をしております。ドミニカ共和国には、日系人一世から四世まで1000人が暮らしております。日系人と日本との橋渡しも海外ボランティアが担っております。2018年6月末現在では91カ国、4万3864名を派遣しております。私は、協力隊の活動を支援する組織、一般社団法人協力隊を育てる会の広島県支部のお世話をしております。昨年は、千代田中学の2年生を対象にした命の授業で、安芸太田町の助産師さんが講師をしていただいております。彼女は、青年海外協力隊のOG隊員であります。今年9月には、千代田中学が国際的視野の要請で、JICAから出前講座を受講しております。帰国ボランティアは、開発途上国で異文化適応能力、語学力、コミュニケーション力、精神力、課題解決力、そしてグローバルな視野を持ち合わせております。帰国ボランティアを採用している自治体で、職員特別推薦枠を設置する自治体は47団体、教員採用特別枠を設置する自治体は34団体あります。近隣では、三次市役所が魅力あるパーソナリティー枠で事務職として採用。広島市は、民間企業等の経験者対象として、社会人経験枠として採用しております。採用の理由として、自治体の仕事は、ずけずけと地域社会に入っていく力、これが必要であり、また、質の高い行政サービスを提供するためには、多様な人材が必要である。そして、組織活性化の起爆剤としたいというのが採用の理由でございます。また、採用後は、コミュニケーション力、精神力、交渉力でひるむことなく課題を解決していると、高い評価をいただいております。そこで、JICA帰国ボランティアを社会人特別枠として、町職員及び学校職員の採用を提案いたします。JICAボランティア事業の目的に、ボランティア経験の社会還元というのがございます。彼らを通じて、北広島町の国際化や国際交流、姉妹都市へ結び付けていく、また、空き家対策と定住促進面からも併せて帰国ボランティアの採用を考えてみてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 海外でのボランティア経験者に特化した採用は、今のところ予定はしておりませんが、このような経験と知識が生かせれば、効果も期待できるものと思っております。考え方からすれば、ある程度の専門職的な位置付けも想定されますので、本町のような小規模自治体では、これに特化した採用枠は難しいと思っておりますけれども、通常の職員採用の中で、採用の機会があれば考えてみたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊俊文） 小規模の我が町として云々ということですが、例えば、町職員の中に海外協力隊員派遣への希望者が出たとします。職員を派遣している自治体の中には、派遣中、

そして派遣が終了し、帰国後の職員の処遇や復職、そういうことを保障するといえますか、そのために、外国の地方自治体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を制定しております。そのような事例がもし北広島町に出れば、町職員から出れば、そういう町としてフォローしていくつもりがあるかないか伺います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 国際貢献活動を希望する職員に対しまして、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める場合、先ほどお話がありましたように、条例等で規定する必要があります。そうした場合でも、単に本人の希望に基づいて派遣するというのではなくて、この活動が本町の事業や職務上において必要であること、または人材育成に必要であると判断できれば、これらの制度を整えて派遣することも可能であると考えております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊俊文） やっぱり外から、特に海外から、そういう自治体におられた職員が外に出て、改めてまたそういう自治体を見直すということについては、先ほどお話ししました、そういうボランティアの社会還元とか、そういうようなこともありますので、それにはマッチするのではないかというふうな気がしておりますので、そういう職員が出てくるような環境整備もしていったらどうかと思います。青年海外協力隊員が、派遣前に国内で技術の補完の研修をしております。例えば、野菜栽培の研修というのがあります。発展途上国へ行って、野菜栽培をするための事前の研修でございます。北広島町は、そういったJICAから、その技術補完研修施設の指定を受けて、そして派遣前の事前研修生を受け入れるといった国内での国際交流の一翼を、我が北広島町で担うつもりはあるかないか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 農業研修という内容がございましたので、農林課のほうからお答えをさせていただきますと思います。技術補完研修とは、受け入れ国からの要請内容に的確に対応するため、活動に必要とされる実務的な研修や技能の向上を図ることを目的とする研修制度であるというふうに伺っております。ご質問にあった農業については、野菜栽培の専門的かつ技術的な指導ができる職員がおりません。また、そのような研修施設がないことから、町での対応は困難と考えております。なお、技術指導員、営農指導員及び研修・研究施設等を有しておる県、あるいはJAグループさんにおいては、対応は可能ではないかというふうに思います。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊俊文） 今ありましたけど、町から、そういう団体にある程度のニュースとか、そういうことをやってみないかという一つのアドバイスとかいうのもいいんじゃないかと思いますが、いろいろ町としてはなかなか難しい、専門家がないということではありますが、そういう諸団体に対して、こういうJICAの海外協力隊の事前研修の施設として受け入れてみないかというようなお誘いをしていただきたいと思います。北広島町からどなたか、また、町職員からJICA青年海外協力隊で活躍してみたいというお方が出てくることを望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤久幸） これで湊議員の質問を終わります。次に、14番、中田議員の質問を許可します。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。先に通告しております豊平病院を有床診療所



として存続を、ということで質問をいたします。このことにつきましては、もう町長のほうからいろいろな説明を受けております。しかしながら、豊平病院というのは、豊平地域で唯一の診療機関であり、安心・安全を確保してまいりました。しかし、過疎地域の病院として、高齢化、そして少子化による人口減少は、病院経営をより一層厳しいものにしております。本町財政も逼迫しており、大変な時期を迎えております。全国の自治体の多くが、こうした財政がより逼迫しておる。これが現状であります。こうした財政危機を克服するため、豊平病院を指定管理料なしの無床診療所に移行する準備が進められております。確かに大幅な歳出削減効果となります。今まで多くの行財政改革を進めてまいりました。その中でも、この豊平病院を無床診療所としていくということについては、町長の大きな決断であり、英断であったと思うわけであります。このことは大いに評価をしていくべきものだと思っております。今まで補助金のカットとか、そうした小さな改革、小さいと言えるかどうか分かりませんが、進めてまいりましたが、このたびの改革は大変大きな改革であります。しかしながら、果たしてこれでいいのかという疑問が湧いてくるわけであります。本町は、安心・安全のまちづくりを目指しておるわけであります。豊平病院は、豊平地域唯一の医療機関である。特に豊平地域の人たちにとっては心の拠り所であり、身近な医療機関として地域を支えてきているわけであります。長期総合計画の中でも5つの柱として、重点方針が述べられております。その中でも、いつまでも元気で安心して暮らせる環境づくり、また、集落機能の維持や災害に備える仕組み、体制の強化。いわゆる安心して住める地域づくり、これが述べられております。そうした中で、豊平病院という、特に入院施設のあることが、精神的にも大きな安心感があり、入院しても近距離にあるため、家族の負担は軽減されておるんであります。一気に無床診療所にしていくということについて、これは豊平地域の方々にとって心の拠り所がなくなる。精神的なダメージも大きいわけであります。入院の際には、地域外の施設利用となるわけであります。安佐市民であるとか千代田地域の病院を使うということになるわけであります。これは高齢ドライバーが多いということに関して、非常に高齢者ドライバーの事故が多いということで社会問題になっております。そうした視点からも、また、交通の便も悪いと。先ほど答弁の中で、交通アクセスを確保していくということでもありますけども、今のバス路線の問題でも、大きな赤字を抱えている中で、地域の方々非常に便利な交通アクセスとなったということについては、なかなか考えにくい。そうしたことから考えると、せめて豊平病院を有床診療所として存続していく考えがあるのかなのか、まず、1点をお伺いし、そうして次の1点が、この豊平病院を医療以外のことに使っていくと。補助金、適化法の関係があるかどうか分かりませんが、要するに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、これには抵触しないのかどうか、まず、その2点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） まず、私のほうから、1点目のことについてご回答させていただこうと思います。豊平病院は、豊平地域唯一の医療機関であり、これまで長きにわたり地域医療を支えてきた拠点であります。有床診療所として残すことも検討してまいりましたが、有床診療所とした場合、期間も限定的であり、数年で無床診療所に転換せざるを得ない状況にあることや建物の有効活用を考えての方向性であります。仮に3年先に無床診療所に転換するとした場合、職員の雇用の問題、3年先にはリストラせざるを得ない状況になることも考えられます。また、このたび有床診療所の受託ができると提案をいただいた医療機関が考えられている建物の有効

活用は、サービス付き高齢者向け住宅となっております。サービス付き高齢者向け住宅は、町内に既に2か所あることも考えた上であります。併せて、先ほどもありましたけども、合併特例加算の減額などにより財政状況も非常に厳しくなっている中、将来にわたり、財源が確保できるかを含め、総合的に検討した結果、無床診療所への形態変換をせざるを得ないと判断をいたしました。豊平地域の医療の拠点として、広島市、広島県とも連携を強めて地域医療を維持していくことを最優先で進めてまいります。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） 質問のありました2点目につきまして、私のほうからご回答をさせていただきます。まず、補助金のことでございますけれども、今考えております施設の使用方法等につきまして、県にいろいろ相談させていただきました。経過年数等10年以上経っているということもございまして、使用方法について報告すれば、補助金等の返還にはならないというふうに回答を受けておるところでございます。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 副町長の答弁あったところなんですけど、2点目の補助金、適化法の関係、これは施設をほかの目的に使用するという点について、これはオーケーがなされていると。補助金返還は生じないということではありますけど、施設のほかへの目的について、目的変更等の手続についてはどうでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） 施設を利用する方法としましては、医療関係、それから介護関係、これに利用することとしておりますので、今のところ補助金等の返還等もありませんし、起債等のことにも関連してこないというふうに、県のほうからはお話をいただいております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、これについては抵触しないということで安心いたしました。有床診療所としてもそういったことに抵触するかどうか、ちょっと危惧しておりましたけども、これで安心いたしました。やはり有床診療所とすることについて、豊平地域は特に高齢化比率が高いと。人口についても高齢化比率が高ければ、自然減が非常に多くなる。出生数が少ないということの中で、より一層、少子化と高齢化、これが進行し、このことは地域が疲弊し、病院がなくなると、またUターン、Iターン、このことで定住人口を増やすことが非常に難しくなる。結果として、負の連鎖によって集落の崩壊が始まるのではないかと危惧せざるを得ないわけでありまして。今まではUターン、Iターンされた方もやはり入院施設、病院があるということで、こればかりではないと思うんでありますけども、こうしたことも選択肢の一つであったわけでありまして。そうしたことがなくなると、ますます豊平地域の人口は減少し、ますます疲弊していく。こうしたことが考えられるわけですが、これに対応、対処する振興策はあるのかどうか。その点についても伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。定住者等についても病院は必須要件ではないかということでございます。平成27年9月に北広島町定住・移住に関するアンケート調査というものをさせていただいております。そのときの転入でありますとか定住を促進するために必要なことはどんなことですかというところがございます。その中で、回答の中では、地域への愛着や人づくり、地域づくりにつなげることがとても大きなポイントとなって

いるということと、その中でも、特に人の温かみ、受け入れという雰囲気づくりが重要であるという結果が出ております。転入後のことで困ることはどんなことですかという項目において、議員おっしゃるとおり、病院など医療体制が整備されていないことは困ると回答された方も多々ございました。そのことも踏まえ、今回のこともありまして、今後は、先ほどから町長も申しておりましたように、豊平だけではなく、千代田地域、大朝、全町での地域の中の医療機関体制、医療機関とあわせて近隣の医療機関が連携する中で、広い範囲での医療体制の中で、広域的に医療を提供する体制を作ってまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） ちょっと考えておった答弁とは若干異なる視点からの答弁でございました。特にUターンとかIターンをされる方の中には、自然豊かな中で子育てをしたいという夢を持って移住された方もおられるはずであります。移住要件として、自然が豊かであること、先ほどあった集落の素朴な人情、人たちのですね。そして入院施設があると言いますか、病院があること、そのことによって移住を決意された方、これらが大きな要因になっていると思うわけですが、病院から無床診療所が変わることによって、これは移住された方々への期待を裏切ることになるのではないかと思うわけであります。長期総合計画の5つの柱の中にもこれはきちんと、Uターンの促進をはじめとした移住・定住対策を強化するということが示されております。いつまでも元気で安心して暮らせる環境づくり、集落機能の維持や災害に備える仕組み、体制の強化、Uターンの促進をはじめとした移住・定住対策の強化に重点を置いているという記述がございます。人情が豊かであって、ふるさとへの愛着が多いというだけでは定住には結びつかない。やはり安全・安心の側面からして医療機関があること、特に入院施設があること、これが大きな要因ではないかと思っておりますけれども、その点について、長期総合計画との整合性についてお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 長期総合計画のお話が出ましたので、企画課のほうから少しお答えをさせていただきますと思います。もちろん、U・I・Jターンを推進して定住施策を進めるということは現在もやっておりますし、そのことを強化するということは、本町にとりましても非常に重要なことであろうかと思います。さらに、先ほどから議員おっしゃられてます安心・安全ということも、その定住施策の要因、一つのファクターであるということは確実であろうと思います。ただ、その定住施策を進める上で、やはり住むところ、それから仕事の場、それとあとは教育でありますとか、公共交通、それから日ごろの買い物といったようなさまざまなファクターがそれぞれ総合的な関係を持っております。その中で、どれを評価して本町に住んでいただいているかというところは、非常に難しいところではあるかと思います。定住施策につきましても、現在はU・I・Jターンの奨励金でありますとか、それから家の改築、それから空き家バンクや大阪、東京への転職などのセレモニーに行くといったようなことで、いろんな手法を用いて情報発信しながら取り組んでおるところであります。今後も商工会などと連携をとりながら、さらに定住施策のほうは進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） ちょっと答弁がかみ合うような、かみ合わんような思いであります。定住対策ということにつきましては、先ほどの答弁があったように、私が述べたような問題だけでなく、かなり幅広い問題であります。教育の問題もしかり、買い物もしかり、さまざまな要因

であるし、また、入ってこられる方、Uターン、Iターンの方々にもいろんな事情の中で、いろんな選択肢の中でかみ合ったものということになるわけでありまして、やはりこうした無床診療所、入院施設がないということについては、致命的であると思っております。やはり定住人口、これが減ってくるのが大いに考えられる。自然減が多い中で、自然増がなかなか見込めない。生まれてくる子どもが少ないと。高齢者が多いということは亡くなる方が多いということでありまして、裏を返せば、そうすれば、UターンであるとかIターン、こうした方々を積極的に迎え入れる施策がなければ、ますます豊平地域は疲弊してくるわけでありまして。集落の維持が困難になってくるわけでありまして。そのことはまた次の質問にしてから、やはりこうした積極的に施策を展開するという中で、コマーシャルだけしておればいいという問題ではなく、何らかの手当てをしなければ定住・移住、Iターンも含めて、これにはつながってこないわけでありまして。そうしたところをもう少し深く答弁をいただきたい。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） もう少し深くということではございましたが、医療だけ、ましてや豊平地域だけということには到底ならなくて、定住対策は町全体をターゲットにやっているとあります。定住施策を進める上で、やはりいろんな制度というものも必要ということもありますが、これまでいろんな他の自治体などの話もお聞かせいただいているところでも、住んで、そこに住んだやりがい、住みがいというのが非常に重要であるなというような気がしております。さらに、お聞きしたところによりますと、広島市の大学生の中でも北広島町を知らないといったような現実があるということではございますので、まずは、北広島町というものをアピールをしていかなければいけない。名前を知っていただかなければならないという観点からも、今、それらの施策も検討しているようなところであります。お答えになっているかどうかはちょっと分かりませんが、今後の施策につきましては、さらにいろんな側面から展開をさせていただくよう検討してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 豊平病院が無床診療所になるということは、入院施設がなくなるということ、簡単に言えば。じゃあその中で、豊平といえば何があるんだろうか。豊平地域には魅力あるものが何があるんだろうか。私の中では、どんぐり村を中心とした地域づくり、ここしか目に見えてこない。こうした状況の中で、病院がなくなる、入院施設がなくなる。このことは地域にとって大きなマイナス要因であります。その中で地域振興策、あるいは定住要件のもっと奥深い施策、この説明を求めたわけでありまして、なかなかこれ以上の答弁は出てこないということになると、集落の人口が減少してくる、自然減が多いわけですから、定住人口はなかなか増加する見込みもないと。全くないとは言いませんよ、少なくなってくる。そうしますと、人口が減る、集落の人口が減る、そうすることは集落の維持管理が難しくなってくる。小さい集落でも道を整備したり、あるいは水路を整備したり、いろいろな共同活動によって集落が健全に維持されている。そしてきれいな里山ができ上がっているわけでありまして。しかし、そうした集落の機能が衰退すると、山林に隣接している耕地は荒廃する。次第に灌木が生い茂って、次には山になる。山林化してくる。そうすると、獣の領域が増えてくる。おじいちゃんやおばあちゃんがせっかく作ったお米や野菜、これがイノシシやシカに荒らされてしまう。要するに獣の被害が広がっていく。これも全国的な問題ではありますけれども、豊平地域、特に人口も少ない、高齢化比率が高いということで、そうしたことが顕著に現れてくるような気がい

たします。獣が多く出るとここには若者も住んでいただけない。あるお年寄りから相談受けた話でありますけども、クマが出てやれんのだと。谷の奥に1軒か2軒あるお家であります。どうしても人が少ないと、静かな地域でありますから、獣が毎晩毎晩出てくる。特にクマが大変なんだと。網をやっても破る。作物が荒らされる。コンポストがひっくり返される。確かにその地域へ行ってみますと、行政のいろいろな施策、手当てもあまりされていない。そうなりますますますそうした傾向が強くなる。おじいちゃんも歳を重ねておりますから、孫に帰ってほしいと、子どもに帰ってほしいといっても、クマが出るようなところにはよう帰らんと、これが現実なんです。これは、豊平地域に限ったことではないかもしれませんが、集落機能が低下していくと、そういうことが生じてくるわけでありまして。せっかくふるさと夢プロジェクト、地元へ帰ろう、地元へ残ろうという施策を展開しても、これが成就しない。もちろん有床診療所にするばかりでなく、まだほかの手当てもしなければいけませんよ。だけど、端的に、この問題一つにとっても無床診療所にするということについては、非常に不安感があるわけでありまして、地元の方にとっては。そういうことを払拭していかなければならない。少しでも住みやすい地域を作っていく。そして人口流出を歯止めをかける。そして集落の維持機能をきちっと管理していく。そのことが地域づくりであり、まちづくりであると思うわけでありまして。このことが基本構想にも、きちっと長期総合計画の中にも5つの重点項目として示されているわけでありまして。まさに、こうした集落が崩壊していく、これは、豊平地域ばかりでないんだけど、やはり豊平地域には何があるかとなると、やはりどんぐり村と今の病院ということしか頭に浮かばない。これでは地域が衰退の一途をたどってくる。こうした光景が目につくような気がいたします。これは決して空想ではなくて、病院がなくなることはこうしたことが現実に考えられるわけでありまして。こうなってくると地域の再生は不可能なんです。こうした地域をつくることだけは、私たち議会も行政もあってはならない、避けねばならない。いろいろなことの中で質問、あるいは意見を申し上げましたけども、なかなか明快な答弁には至ってありませんけども、町長、最後に言うことがありましたら答弁いただいて、私の質問は終わります。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 豊平病院のことにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、豊平地域から医療機関がなくなるということはあってはならない。地域医療を守っていくために決断をさせていただいたところであります。また、集落の活性化、地域の活性化につきましては、これまでいろいろな施策を打ってきたところでありますが、今後さらに地域の皆さんとも協議をしながら、支所のほうでは地域づくり係を中心にしながら、積極的に地域の活性化に邁進をしてみたいと考えておるところであります。

○議長（伊藤久幸） これで中田議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。11時25分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 16分 休憩

午前 11時 25分 再開

- 議長（伊藤久幸） 再開します。次に、12番、服部議員。
- 12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。先に通告してますとおり、2つの項目について質問いたします。まず、1点目、情報通信環境の改善を、についてです。北広島町では、きたひろネットによりテレビ放送、ラジオ放送、音声お知らせサービス、インターネットサービス、加入者間無料通話のIP電話サービスが実施されています。また、データ放送の導入も行われ、災害情報やお悔やみ情報、休日の当番医などさまざまなお知らせがきたひろネットコミュニティチャンネル、地上デジタルの11チャンネルで見れるようになりました。そこで問います。ケーブルテレビを使って買い物支援を行っている自治体もあると聞いています。北広島町でも可能でしょうか。また、将来的に導入する予定ではあるでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） ケーブルテレビを使っての買い物支援でございます。今お話がありましたように、このシステムを作っている自治体もありますし、開始していくというふうな自治体もあると聞いております。また、逆にインターネットショッピング等が普及しているというふうな状況もありまして、このサービスから撤退したというふうな自治体もございます。こちら辺はいろいろ研究しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、現在のところ、このシステムを導入するというふうな計画は持っておりません。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 現在のところ考えてないということなのですが、今の設置してある設備とか機器で対応はできるのでしょうか。それとも人為的なもので無理なんでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） これを進めるに当たっていろいろな手法があるかと思っておりますけれども、やり方によっては、可能であるというふうには思っております。効果として、例えば地元の商業の活性化とか、いろんな部分も絡められる部分もありますので、そこはシステム的な部分と効果の部分と両方合わせて考えてみたいと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） システム的には可能ということで、あとは体制が整い次第ということですね。先ほど、インターネットショッピングも言われてましたが、インターネットを使わない方も多くいらっしゃると思いますので、やはり買い物等できない方のためにもぜひ検討していただきたいと思っております。北広島町では、第2次長期総合計画で、安全で快適な生活環境づくりとしてケーブルテレビ網の整備による町内全域でのブロードバンド化の促進や公衆無線LANのアクセスポイント、インターネットの無線ポイント設置による情報伝達手段の確保を進めてきたとあります。また、今後の方向性として、地域情報通信基盤の整備等、電子自治体の構築を挙げており、高度情報化に対応して、住民生活の利便性や安全性、定住や企業立地等の条件を高めていくため、地域情報通信基盤の整備等、情報通信網を活用した各種サービス提供の環境整備を進めるとともに情報通信基盤を活用した住民サービスの向上や情報の受発信に取り組むとしています。きたひろネットでは、1メガから120メガまでの回線速度によるインターネットが月額2982円から6172円で用意されています。平成30年12月の行政報告によると、現在のきたひろネットの利用状況は、10月31日の時点で8591世帯で、そのうち

利用開始が5810世帯、利用率は67.6%のことでした。また、そのうちインターネットの加入は2747件とのことでした。そこで問います。この加入率、数字は町が掲げている目標値と比べてどのような達成状況でしょうか。基本プラン、インターネットそれぞれで出してください。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 町が掲げる目標値でございますけども、まず、基本プランは100%目指すということで進めてきております。また、インターネットにつきましては70%としておりました。そのことから言いますと、ともに目標値を下回っているというふうな状況でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、現在の収支はどうなっているのでしょうか。また、基本プラン、インターネットにおいて、利用率が何パーセントになったら収支が合うと予測されているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） まず、現在の収支でございます。収支につきましては、平成29年度決算で申し上げますと、使用料収入が約2億8000万円、一般会計からの繰り入れが事業運営に関しては、約4000万の繰り入れとなっている状況です。この収支の均衡を図るためには、基本プランの利用率が約10%アップし、併せてインターネットの利用率が同様にアップすれば、ある程度の収支がとれるというふうな試算をしております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、合わせていく努力をされるということですかね。また、例えば定期的な保守料見直しとか、あと機器も安くなっていくと思う。そういった見直しとかはされていく予定でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 機器等の更新、保守につきましては、サービス開始して10年経過している状況でございます。いろいろな機器の更新、保守の必要性がかなり出てきている状況でございます。これらにつきましては、サービスのあり方等も含めて全体的なところで将来的に考えていく必要があると思っておりますので、今現在その方向性について検討しているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは利用率について伺います。芸北地域は100%を超えているんですが、他の地域は60%から、高くても67%となっているなど、地域によって大きく差があります。地域によって、その加入率が異なっている、その理由と原因ですね。それと芸北地域以外がなぜこんな低い数字となっているのか、その辺りをお答えください。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 利用率の差異でございます。まず、芸北地域では、テレビの難視聴地域が多かったこと、利用率が高くなっているというふうに見ております。また、インターネットについても、そのネット環境の状況によって加入率が高まっているというふうな思っております。そういうことから考えますと、他の地域においては、そこら辺の環境がテレビの視聴状況、ネット環境についてもある程度整っている部分があるというところで、それが要因として、利

用率、加入率が上がってないというふうなことも考えられると思っております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） テレビの難視聴が原因ということで、その他の地域は、そういった状況でなく、テレビも難視聴ではないということでしたら、恐らく、もうこれ以上世帯が急激に増えないのであれば、なかなかアップするというのが難しいと思うんですけども、そういった部分では、例えば料金を見直したりとか、民間のテレビを、よりこちらのほうが良いというふうな考え方の転換をしていかなくちやいけないと思うんですけど、そういった辺りはどのように考えてますか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） きたひろネットについてのサービス、大きくは、今お話がありますテレビでありますとかインターネットもありますが、もう一つは行政放送、告知放送等の配信というふうなところもありますので、今おっしゃられましたように、テレビでありますとかネット環境については、なかなかこちらのほうで、他のところに対抗していくというところも難しいところありますが、行政情報、あるいは緊急情報をしっかり伝えていくというふうな一つのツールとして、皆さん方に伝えていきたいと思っております。また、防災行政無線等々の関係性もありますので、そこら辺も含めてきたひろネットのあり方、今後について進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） そしたらやっぱり11チャンネルがよりよく使いやすくなるためには、買い物支援等も含めて、積極的に見ていただくような形で、加入率を増やすように努めていただければと思います。さて、現代社会はインターネット社会といっても過言ではないほど、インターネット環境が発展し、生活の中に欠かせない存在となっています。また、市町によってはインターネット環境を整え、企業の移転やサテライトオフィスなどの誘致に乗り出している自治体も多くあります。近年は、通信のデータ量は大きくなる一方です。しかしながら、北広島町のきたひろネットのインターネットでは最大でも120メガの契約しかありません。そこで問います。きたひろネットで提供しているインターネット回線、1メガ、10メガ、30メガ、120メガのそれぞれの回線について、上りアップロードと下りダウンロードの平均速度はどのぐらい出るのか、数値は把握されているでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 通信速度でございます。通信速度につきましては、パソコンでありますとかルーター等の通信機器の性能等により左右される部分が多いことがありますので、一概には言えない状況でございますが、理論的には下り1メガについて、上りが0.128メガバイト。10メガバイトにつきまして、上りが0.5メガバイト。下り30メガバイトに対しまして、上りが1メガバイト。120メガバイトにつきましては10メガバイトというふうなことになっております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） なかなか専門的なことなので分かりづらいと思うんですが、なかなかその速度だと、ほとんど動画とかは厳しいというのは使う方なら分かっていると思います。そういった意味では、今後は、より一層データ量が増加していくことが、予想されます。現在の回線速度で対応できるとお考えでしょうか。



- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 今後、高速で大容量の情報が送受信できる環境整備、これは求められてくると思っております。それに対しまして、現行のシステムでは、対応には限界があるというふうには思っております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 限界があるということなので、例えば、もし町内の企業や個人が業務効率アップや業務改善のため、もっと上のギガビットの回線の利用を行いたい場合、現段階では、どのような方法や手段があるのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 現在の状況から、それに対応する手段としましては、電気通信事業者から光ケーブルをレンタルをした上で、ギガビットのインターネット事業者と接続する方法があるというふうには思っております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それはお願いしたら引いていただけるということですかね。個別にお願いしたら、そのケーブルは引いていただける、その業者にお願いしたら。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） この整備については、町が現段階ですということにはなかなかありませんので、個別にそれぞれの事業者をお願いをして、整備するというふうなことになるかと思えます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） きたひろネットを介さずに個別にそういった業者を提携してやるしかないということですかね。きたひろネットでは難しいということですね。はい。現在ではないということなので、分かりました。北広島町では、企業誘致に力を入れ、製造業や運送業などさまざまな企業が進出して、雇用面や税収面で大きく貢献いただいております。ただ、私が少し寂しく感じるのは、そこにIT関係の会社がないということです。理由としてはさまざまあるでしょうけど、やはりネットワーク環境がよくないことも、少なからず関係しているとも考えられます。若者の中にはIT分野で頑張りたい人も多くいると思います。ただ、通信環境が整っていないのであれば、若者のU・J・Iターンや起業にも、多少なりとも影響してくるのではないのでしょうか。また今後は、在宅勤務などさまざまな働き方ができる多様性のある社会を目指しており、企業もそういった体制に対応できないと求人等も難しくなってくると思います。そこで質問いたします。きたひろネットが最初に設置された芸北地域は2009年からだったと記憶しています。更新時期も来ていると思いますが、今後の計画はどうなっているのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 今後の計画ということでございますが、先ほども少しお話をさせていただきましたように、開設から10年経っております。必要な機器の更新でありますとか保守の必要性が出てきておりますので、必要な部分につきましては随時更新してきている状況でございます。今後につきましては、各家庭への光通信網の構築も含めた民間移管、こちら辺も含めて、将来的な費用対効果や適正管理について研究していきたいと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。

- 12番（服部泰征） 随時対応していくということなのですが、それは対応の手段としては、例えば利用率が高いとか、そういったところを勘案しながらやっていくということですかね。利用率が高い地域とか古いところからというふうな形で進めていくと、計画されていくということで。その場合、更新した場合、その光とか、ギガビット対応にはしていく予定はあるんですかね。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 機器の更新につきましては、利用率、地域限定ということじゃなくて、年数が相当経ってますので、必要のところから進めてまいりたいと思います。今の高速通信、ギガビット等の話ですけども、これも必要性というものは感じておるところでありますけども、かなりの整備に対しての費用等がかかってまいります。そこら辺も含めて民間移管等も含めた中で、将来的な維持管理について、今考えているというふうな状況でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） では、一応検討されているということで、もし現段階で、分からなければいいんですが、もし更新するとなれば必要となる金額、それから工事期間、こういったのはどのぐらいを想定されているのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 現行の方式、システムを将来的に継続して使っていくという仮定として、もしすべての機器を更新していくというふうなことになるならば、全体を大規模更新するとして、約3年程度の期間が必要ではなかろうかと考えております。費用に関しましても、当初の設備をまたやり変えるということでございますので、当初の設備投資、建設費用と同程度のものがかかってくるのではなかろうかというふうには思っております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） その費用が、私はあまり知らないのですが、いくらぐらいというのがもし言えれば、大丈夫ですか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 施設整備、すべての機具機材等含めて、このきたひろネット事業の総事業費が約29億程度だったと思います。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 先ほど、民間委託も考えているということだったので、29億かかるかもしれないし、計画によっては、いろいろ変更もあると思うんですけど、もし、導入する場合、契約内容とか利用料金はどのようになるかというのは、今現段階では分からないということですか、一応質問では考えてたんですが、どうでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） もし更新すればという中で、かなりのものがかかるというふうなお話をさせていただきましたけども、そういうことも考え、将来的にどういうやり方がいいのかというふうなところで今考えておりますので、民間移管した場合にはこうなるだろうという、今、シミュレーションの段階でございますので、いろんなシミュレーションしながら、今想定し、研究している段階でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 分かりました。それでは例えば、使用していない公共施設や空き家などを改

修して、例えば一つではなくて複数の企業が入れるようにして、さらに高速のインターネットをそこだけ完備して呼び込むなど、空き家や未使用の公共施設を活用する計画とかは、現段階ではあるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 空き家等を利用した環境整備ということでございますけども、サテライトオフィス、あるいはテレワーク等の企業誘致につきましては、現在のところ具体的な計画はありませんけれども、長期総合計画にも掲げていますように、現状の環境において、誘致の可能性や奨励制度等について調査研究を進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 民間が行っている通信サービスは、各種機器の開発や契約内容など、どんどん変化しています。しかしながら、北広島町における有線のインターネットについては、一部地域以外はきたひろネットに頼るほかないのが現状です。また、採算性や面積を考えたときに今後民間が入ってくる可能性、例えば、先ほどいろいろ検討されているということなのですが、全地域に入ってくる可能性は低いと思います。市町によっては、第5世代、5Gと呼ばれる次世代の移動通信システムの実用化に向けて、民間企業と協力して動いているところもあります。今後、本格化してくる自動運転や外国人への観光案内、遠隔診療などは通信環境が整備されていないと難しくなってきます。また、近年の災害では、いかに正確な情報が的確に入手できるかで大きく被災状況が変わってきます。今や情報というのは、水や電気、ガスなどに次いで重要なインフラであると言っても過言ではありません。通信網の高度化と強靱化の優先度は年々高まっていると感じます。そこで、質問いたします。新しい通信網の整備に使える補助金等、そういったのはあるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） そちら辺も研究しているところではございますけども、総務省の事業の中で使えるものがあるというふうに聞いておりますので、そちら辺を研究してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、国が試験的に行っているさまざまな事業があると思うんですが、そういった事業がある場合、北広島町が今後手を挙げる可能性はあるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 国が試験的に行っている事業ということですけども、先ほどの5Gの関係等で、いろんな試験的なものがやっているというふうなものは聞いておりますけども、そこに対して本町が手を挙げるというふうなことは、今のところ具体的な案と言いますか、方向性は持っておりません。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 過疎地域ほど結構積極的に取り組んでいるところも多いと思いますので、もし、そういういいのがあれば教えていただいて、積極的に取り組んでいただけたらと思います。では最後になりますが、若者の定住や起業、IT関連の企業の進出やサテライトオフィスなどの誘致には、通信網の整備は必須です。私たちの子どもの世代には、高速の通信があって当たり前となるでしょう。すべての回線を更新するのは予算的にも難しいと思いますが、一定程度の需要がある場合には、高速回線を使用にするなどの個別対応も必要になってくると

思います。テレビにおいても4Kや8Kの放送が始まっています。また、NHKではテレビ放送とインターネットの同時配信が現実味を帯びています。時代の波に乗り遅れないためにも、また、生活しやすい環境を整えるためにもしっかり検討、研究していくことが大事であると思いますので、取り組みを期待いたしまして、この質問を終わります。では、2つ目の質問に移ります。北広島町の就労環境についてです。日本では現在、人手不足の状況が続いており、大変厳しい状況にあります。このような状況下では、働く意欲のある方にはできる限り働き続けていただく体制を整えることが重要であり、官民が協力して就労環境の改善を行っていく必要があると思います。さて、就労といえば、障害者の雇用率について、国の機関や各自治体で算定条件の確認を怠っていたり、算定方法に誤りがあったりして問題となっています。民間には罰則まで適用されている中、公的機関は、その姿勢が問われているように思います。そこで問います。平成29年9月議会の一般質問にて求人倍率について伺いました。その際、北広島町の障害者の雇用率は3.2%とのことでしたが、現状はどうでしょうか。また、その算定方法に誤りはなかったでしょうか。例えば該当しない方や退職者などを算定に入れてなかったでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 本町の障害者の雇用率でございます。平成30年6月1日現在で3.38%となっております。また、その算定方法については、誤りはございません。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 安心しました。違法を指摘されたところでは、手帳などの事実確認が行われていませんでした。北広島町ではどのように確認されているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 確認の状況ですけれども、手帳の原本、または写しをもって確認をさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 分かりました。身体障害者や精神障害、また知的障害など、障害の違いにより就労の可否に違いが生じていたところもあったと聞いています。北広島町はどのように対応されているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） これまで障害者雇用に係る職員募集を平成22年と平成24年、2回行っております。このいずれにつきましても身体障害者手帳の交付を受けた人を対象にして、実施しておりました。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 障害には、身体障害者以外にも知的障害、精神障害があると思うんですけど、そういった方への対応というのは可能で、また、募集とかされることは考えられていますか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 障害の違いによる募集でございますけれども、先ほど申しあげましたように、これまでの2回は身体障害者を対象としたものでございますので、知的、精神についても考えていく必要があるというふうに思っております。また、障害者雇用の促進につきましても、法定雇用率は上回っている状況ではありますけれども、そこら辺はしっかり促進をしていきたいというふうには思っております。

- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 現在従事していただいている仕事は身体障害者だけということだったので、従事していただいている仕事はどのようなものがあるのでしょうか。また、それぞれ先ほど言ったように、知的、精神は今いらっしゃらないということなので、そっちのどのように整備とかしていくのか、その辺の計画があればお願いします。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 現在の業務ですけれども、一般事務に従事をしていただいているところがあります。また、環境整備ですけれども、それぞれの状態に合わせた環境整備に努めている状況でございます。また今後、知的、精神の方の雇用、あるいは雇用した場合の環境整備につきましては、いろんな状況があろうかと思っておりますので、当然そこに合わせたような環境整備も必要となってきますので、そこはしっかり研究をさせていただきたいと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 今の質問と少しかぶるかも知れませんが、もし、今後の雇用計画、また働きやすくしていくための工夫があれば、お答えください。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 現在のところ、障害者雇用の法定雇用率は上回っている状況にはございますけれども、今後も障害者の雇用の機会の促進に努めてまいりたいと思っております。また、環境整備につきましては、職員間の理解というものも当然必要となってきますので、研修等通じてそこら辺の環境整備、あるいはハード部分につきましても、よりよい、働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 続きまして、高齢者の就労についてです。人口減少、高齢化が進む現在では、経験や技術を持った高齢者にまだまだ元気に働いていただくことが北広島町にとって不可欠と言えます。なお、北広島町にはシルバー人材センターがありますが、調べてみると、地域貢献や生きがいの充実を図ることを主な目的としており、就労としての色合いは薄いと思います。そこで問います。高齢ではあるが働く意欲が十分にあり、資格や経験を生かして、ある程度の収入を得たい方の問い合わせがあった場合、どのような対応をされているのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 就労斡旋とのご質問であろうかと思っておりますので、求人情報センターを所掌しております企画課のほうから少しお答えをさせていただきたいと思っております。北広島町求人情報センターで、まずは求職登録をしていただいております。それから企業から出されました求人登録票とのマッチングを主な業務としております。従いまして、年齢や意欲とかいろんなことあろうと思いますが、それとは関係なく、求職者が高齢であっても本人の希望に沿えるような対応をとっているところであります。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは、さらにその方たちが資格取得をしたいといった場合の援助など、新たな分野や異なる職種へ挑戦される方へのバックアップの体制は、どのようなものがあるのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 資格取得、それから新たな挑戦ということでございますので、商工

観光課のほうからお答え申し上げたいと思います。資格取得を目指す方への援助につきましては、北広島町商工会と連携しまして、頑張る企業応援事業に取り組んでおるところでございます。この事業につきましては、町内企業の従業員のスキルアップを図るだけでなく、資格取得を目指す個人でも受講が可能となっております。資格を取得していただくことで、新たな分野や職種への挑戦が可能になるものと考えております。また、新たに創業される方に対しましては、北広島町ビジネス創造支援事業補助金を交付し、町内において新たな事業を行う方の支援を行っております。その他、問い合わせ等ございました場合には、創業につきましては、広島産業振興機構を、また個人のスキルアップにつきましては、広島職業能力開発促進センターの能力開発セミナー等を紹介をさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 高齢者福祉という観点から、福祉課のほうから併せてお答え申し上げます。高齢者の方の就労ということでございますが、高齢者の方から、就労支援についての要望がありましたら、福祉課としましてはハローワーク、あるいはシルバー人材センター等の紹介などの連携を行っております。ハローワーク、これすべてではございませんが、ハローワーク広島等、大きなところでは生涯現役支援窓口が設置されておまして、求人情報提供だけでなく、ガイダンスの実施、各種技能講習の紹介等、特に65歳以上の方に対し重点的な支援が行われておるところでございます。また、北広島町シルバー人材センターにおきましては、雇用、就業確保のための技能講習やスキルアップ講習、事業所団体への高齢者雇用の啓発等を行い、雇用促進が行われておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） さまざまな施策があるということでしたので、安心しました。次に、生活困窮者の就労についてです。以前、新聞でも報道されていましたが、ある市町では、福祉相談と就労とを一元化した体制を整えたことにより、生活保護や児童扶養手当を受給する方の就労が増えたそうです。このように一人でも多くの方に就労していただくことは北広島町の税収面だけでなく、その方の健全な生活、生きがいのある生活を行っていく上でも大切だと思います。そこで問います。北広島町において、生活保護や児童扶養手当を受給している方は、どのぐらいいらっしゃるのか。また、その人数は人口動態が似た他市町と比べてどのような状況でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） まず、北広島町における生活保護や児童扶養手当の受給者数でございますが、いずれも平成30年10月末現在の数で申し上げますと、生活保護受給世帯数が64世帯、児童扶養手当受給世帯数が113世帯となっております。これを本町と人口規模が比較的近い世羅町と比べてみますと、生活保護受給世帯数、児童扶養手当受給世帯数ともにほぼ同等の状況でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） では、今の人数のうち就労されている方はどのぐらいおられるのか、把握されているでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） そのうち就労している方の人数でございますが、それぞれの受給世帯のうち、就労されている世帯数で申し上げますと、生活保護受給世帯で15世帯、児童扶養手当

受給世帯で103世帯となっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 生活保護に関しては少し少ないように感じています。今後、就労を促していくための計画等はあるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 生活保護受給世帯について、数が全体の数字に対して少ないというお話でございますが、生活保護を受給されている方は、保護を申請される段階から、さまざまな要因で就労が困難な世帯が、非常に多くございます。そういった生活環境のもとでおられるわけでございますが、その中でも就労が少しでも可能な受給者に対しましては、できる限りの就労支援を行っております。ただ、就労困難な状況が継続しておられる世帯も多いので、それが15世帯という少ない数に現れておられるわけでございますが、引き続き就労されていない方について、いろいろと生活実態を探りながら、可能な方には支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 続きまして、外国人の就労について伺います。新聞報道でもいろいろ取り沙汰されていますが、労働人口の増を目指して、日本は外国人労働者の受け入れ拡大を検討しています。国会では、改正入管難民法が成立し、一定の能力が認められる外国人に対し、特定技能1号や特定技能2号を付与することとしています。特定技能1号は、在留期間が最長で5年となっていますが、特定技能2号は、家族の帯同が認められており、永住申請も可能となっています。建設や介護など14業種を検討の対象とし、5年間で最大34万5000人の受け入れを見込んでいます。地方の中小企業では人手不足の解消に期待の声も上がっていると聞いています。北広島町においても、製造業やサービス業で、かなりの外国人労働者が働いており、今後も増加が見込まれます。そこで質問します。現在、北広島町には何人の外国人労働者がおられるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 外国人労働者についてでございますが、北広島町における就労が認められる在留資格者、30年11月末現在において490名の方がおられます。旧町単位で申しますと、千代田地域414名で最も多く、次いで大朝地域60名、豊平地域11名、芸北地域5名となっております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、その人数のうち、家族が帯同して生活基盤を北広島町に置いている世帯はあるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 外国人労働者のうち、家族が帯同して生活基盤を北広島町に置いている世帯につきましては把握できておりません。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 把握できていないということなんですが、その方法がないのか、それとも今後やっていく方向であるのか、その辺はどうですか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 町民課としましては、今現在424名の外国人の世帯がございます。そ

のうち家族がいらっしゃるのが、58世帯というところまでは把握できておるところです。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 分かりました。さまざまな理由により仕事をやめる方もいると思います。相談する窓口や支援の体制は、どうなっているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 現在、外国人研修生の方の仕事や職場に関して特化した相談窓口は設けておりません。しかしながら、そのような内容の相談がございました場合は、研修生の管理団体と連携するとともに、必要があれば労働基準監督署に相談などして対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 職場や学校にて日本語が難しい場合もあります。各種行政サービスや医療、介護サービスの提供、災害時の連絡体制など、外国人労働者やその家族への支援体制はどのように行っているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 支援体制等でございますが、月2回、北広島町人権生活総合センターで日本語教室を実施しております。母国語としてはポルトガル語で、日系ブラジル人を対象に実施しておりますが、メキシコ、タイ国籍の方の参加もあります。また、窓口のほうでは、外国語標記のパンフレットの提供、町のホームページにおいては、5言語に対応した行政サービスを行っているところです。医療におきましては、31年4月より、広島国際センターが医療通訳ボランティア派遣事業の実施を予定しております。災害時の連絡体制につきましては、一昨年度、防災リーダーにも呼びかけ、町人権講演会で「優しい日本語」として、伝達方法の講演会を行っております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） さまざまな政策を行っていくということで、引き続きしていただきたいと思えます。それでは、最後の問いです。生活文化や生活習慣も異なります。近隣とのトラブル等はあるのでしょうか。また、トラブルがあった場合の相談窓口や解決への対策は、どのように行っているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 外国人による近隣トラブルは、ごみの出し方、主に分別等でございますが、苦情を把握しております。その際には、勤務先の企業に、ごみの出し方について説明してもらっております。また、ごみステーションには外国語版、5か国語でございますが、ごみ出しカレンダーの掲示をしておるところでございます。生活上の相談につきましては、北広島町人権生活総合センターで行っております。また、風習や習慣等の違いによるトラブルについては、法務局において、外国語による電話やインターネットを利用した人権相談等も行っております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 分かりました。国や地方自治体の財政状況が厳しい現状を乗り切るには意欲のある方が働ける、そして多様な働き方ができる体制を整えなければならないと思えます。特に北広島町では人口減少、高齢化、過疎化が進んでいます。乗り切っていくためには障害や生活水準、年齢、国籍に関係なく働ける環境がより重要になってくると考えられます。少しで



もよりよい状態で次の世代へバトンタッチができるよう、皆で協力していける体制が整うことを願ひまして、私の質問を終了します。

○議長（伊藤久幸） これで服部議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 17分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 副議長（濱田芳晴） 再開します。それでは、午後から議長に代わり進行させていただきます。よろしくお願ひします。午前中に、服部議員の質問に対して答弁漏れがありましたので、ここで答弁を許します。総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 今朝ほどの服部議員の質問の中で、きたひろネットの速度、アップロードとダウンロードの速度の説明の中で、単位をメガバイトと申し上げましたけども、正解は、メガビットでございます。訂正のほどよろしくお願ひいたします。
- 副議長（濱田芳晴） それでは一般質問に入らせていただいて、10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文でございます。先に通告しております大綱2点について質問をいたします。まず、1点目でありますけども、千代田インターの高速バス利用の実態と改善は、というタイトルでございます。通勤や通学に非常によく利用されています高速バスであります。便数も時間帯によっては随分あるというふうに思っています。朝などは待合室に入り切れずに長蛇の列を作っております。高速バス利用者から、便利がいいのに乗れない、運賃が公平ではないのではないかなど、不満と要望の声が上がっています。これまでも公共交通に関しては、バス会社と協議をしながら利便性の向上に努めてこられたことと思います。町民の声をしっかりと受け止めて、改善策の対応を期待するものであります。まず、1点目でありますけども、現在、1日に千代田インターを通過するバス便は、上下で何本あり、利用者数は何人ありますか。
- 副議長（濱田芳晴） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 事前通告をいただいておりますので、運行会社へ問い合わせをいたしております。その範囲内でお答えをさせていただきたいと思ひます。ご質問のとおり、千代田インターチェンジバス停での停車便の数と利用人数でございます。平日、広島方面が38便、三次方面が同じく38便、土日祝、これ広島方面が34便、同じく三次方面が34便でございます。利用者数につきましては、1日平均約350人との報告を受けております。
- 副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 随分、利用者があるんだろうなというふうに思っておりましたが、意外と、トータル的に平均で350人ということで、このぐらいなのかなというふうに思ったわけがありますけども、まず、先ほども言いましたように、バス停で、バスを待っていてバスは来ました。バスは来ましたが、積んでもらえない、乗せてもらえないので、次のバスを待つ以

外になかったということがあるんだというふうにお聞きをしておりますが、そういうことが実際にあったから、その声を聞いたわけでありまして、その情報がどうなのかなということ、例えば9月と10月、一番の直近でありますけれども、9月と10月で乗れなかったのが何人ぐらいで、どちらに向かう、何時ごろの便なのかということをお伝え願いたいと思います。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） バスに乗れなかった方ということで、直接町のほうへ連絡があったものではございませんが、バス会社さんのほうが把握しているもので報告をさせていただきたいと思っております。9月は、人数の把握はできていないということでございますが、1便あったと。それから10月でございますが、2便で、合わせて17名の積み残しがあったとの報告を受けました。いずれも三次発の広島方面行きでございます。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 私も10月にバスを待っていて、私は乗れたんでありますが、後ろの列に並んでおられる方は乗れなかったということでもあります。そのときは、多分、広島行きでありますけれども、7人乗れなかったんです。それを運転手の方が耳のほうからスピーカーというんですか、マイクがついてるので報告をされておられました。7人乗れませんでしたというふうに報告をしておられました。それはどこかに連絡されたんでありましょうが、どこへ連絡をされたんでしょかね。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 運行会社の方も乗合バスを運行している都合上、お客様をバス停に残すということは、問題があるということは重々承知されているということでございます。当該バスに限らず無線で報告しているとのことでございました。次の便まで、著しく時間があいている場合や臨時便等を考慮してのことと思われまますが、なかなかそのことが近年は乗務員や車両に余力がないということで、そのことが臨時便とかのことにはまだつながっていないということでございました。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） まずは実態を把握されるということで、何人乗れなかったよというのは会社に報告されるのは当然だろうというふうに思いますが、その対応が、乗務員がいないというふうなことで、補充をされてないということのようではありますが、やはり時間に、そこで待っていて、時間に来て目的地に行けないというのは、非常に予定が立ちにくいということであろうと思います。そこで、何のための報告かといったら、やっぱり改善のための報告をしておられるというふうに思うんで、そここのところはしっかりと、これからもバス会社と協議をしていくということがあるだろうと思いますから、肝に銘じておいてもらいたいというふうに思います。それで、まず、広島行きのバスでありましたが、先ほど報告があった、乗れなかった人というのは広島行きでありましたが、乗れなかったら、千代田で乗れなかったら、次の広島北インターで誰か降りる人がいなかったら、次から、それ以降のバス停がいくらあっても乗れないというわけでありまして、それはかなり乗客、バス待ちの方にとっては、本当に予定が立たないというふうに思いますが、そここのところはバス会社の方とのやりとりで、改善策はあるように思われますか、どう思われますか。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） その段階での改善策というのはなかなか難しいと思っておりますが、現実とし

ては、北で降りる人がいなければ、それ以降のバスでは恐らく降りる方がいない場合は乗れないということであろうと思います。ただ、改善策ということですが、先ほども申し上げましたように、改善したいのはやまやまであるということでは報告を受けておりますが、昨今の運転手不足、乗務員不足でございます。それがやはり非常に影響を受けているということで、なかなか増便が計画できない。それと先ほど申しましたように、10月で2便という、それも時間帯もまちまちということでございますので、なかなか増便をする時間帯とかいったところが特定できないので、なかなか対応が仕切れてないということではございました。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） バスに乗れなかったよというような意見を町のほうにはお聞きをしてないというふうに聞きましたけども、私はかなりバスの利用者の方がいらっしゃるわけで、町のほうに、直接担当課じゃなくても、職員さんの方に、乗り遅れたよじゃなくて、乗せてもらえなかったよというような話はあるんじゃないかというふうに思うのと、それから、そういうふうなことがあるのを直接バス会社に、備北交通であるとか広電であるとかというところに増便のお願いをされたりしていることがありますか。仮にあったにしたら、回答は、どうなっていますか。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） ご質問を受けまして、課の中でもいろいろ聞いてみたんですが、これまで乗れなかったという情報は、ちょっと受けてないということで、町のほうも把握はしておりませんでした。ということですので、増便の要望は現在のところいたしておりません。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今回のこの質問で、乗れなかったよということが会社とやりとりする中でも確定をしたわけでありまして。実は町のほうに、この通告書を出して、早速に私は先ほど言いましたバス会社2社に電話をしまして、状況についてお聞きしようというふうに言うたら、町のほうから、もう既にこういうことについてお聞きをしたいというのが、来ていますからということでありまして、いくらかやりとりをしましたが、そのときには、7月の災害によって鉄道が通らなくなったのが、バスに乗り替えられて乗客が増えたんだというふうな言い方をされたように思いますが、それにしても、随分と間が経ったというふうなこともありますから、そのことが理由にはならないだろうというふうなことのやりとりはしましたけども、そこら辺も含めて、今後会社のほうに増便の要請をしていただきたいというふうに思っています。もう少し加えて言いますが、バスが千代田インターで乗って、バスセンターに到着をしました。そのときに到着予定時刻を遅れて到着した場合、乗客していた人が降りる際に、運転手さんに遅延証明書を書いてくださいというお願いされました。遅延ですから、時間に到着しなかったということです。その証明書を、運転手さんは言われたとおりに丁寧に15分遅れましたというのを書いてお渡しをされておられました。それは多分、それを受け取って、今から行く目的地に着いたときに、それをお渡しになるんだろうというふうに思いますが、それは、言うてみれば、上手な対処の仕方をしてられるなというふうの一つには思いましたけども、途中で乗れなかった方は、それこそ待っていたのに乗れなかったわけでありまして。積み残されたわけでありまして。そのことの対処はもっと深刻だろうと思うんですよ。乗せてもらって時刻に着かなかったというのは遅延証明でいくらか証明はできますが、そうでなくて、乗れなかったという方についての証明等は何らかの方法で出るんでしょうか、どうでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 乗れなかった場合の証明というのは出るかどうかというのは確認をしておりません。ただ、運転手の方に遅延証明を求めて発行しているということについては、実際、JRの鉄道においても、すべてそういうことになっておりますので、運送法上の措置ということからとは思っております。当然遅延をすることも、バスに乗るという契約上のもとでは問題があるということですが、乗合バスで乗客、乗られる方をバス停に置いていくというのも、もっと深刻な問題というふうには認識をしているということでした。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 深刻な問題は、本当に深刻な問題だと思います。待っていてお金を払って乗るのに乗せてもらえない、昔、タクシーで乗車拒否というのがあったという時代がありましたけども、そういう類のもので、悪質ではないですけども、定員があるわけでありまして、そうは言うても、増便等の措置を講じてもらわなきゃならんのかなというふうに思いますから、そこらはまた協議をしてもらいたいというふうに思います。今は、こちらから上り線のバスのことを特に聞きましたけども、先日、広島駅発の下り線で広島駅で35人乗られました。これは夕方の便ですけども、35人乗られました。次は、バスセンターでありますから、バスセンターでもう待っている方が乗れないんです、待っている人が乗り込めるよという状況じゃなくて積み残されたんです、2駅目ですよ。そういうふうなことがあるわけですよ。それをやはり、今まではそのことを承知をしとってなかったし、聞いたってなかったけ、どうにも対処するということができなかったというのは分かりますが、確かにそのことが起こっていますから、それこそ、今私が言いました2社のどちらかに連絡してもらったら、夕方の便であります。そういうことがありましたから、それらは本当に三次から来て、千代田で乗れなかったんじゃないんです。広島駅で出てバスセンターで乗れなかったんです。それは本当に深刻だろうと思いますが、そこは多分、今初めての話だろうというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） この高速バスの関係は、基本的にはそれぞれのバス会社が運輸局に認可をとって運行しているということですので、そのことに関して町が見解を持っているわけではありませんが、確かに乗れないということは、非常に問題であるというふうには認識はいたします。千代田インターというのは、非常に利用客も多いというふうに評価をバス会社のほうもしていただいて、このことが我々が進めております定住化にも非常に役に立つものだと思っております。そういった背景がある中で、バスの便に乗れない、もしくは遅れて、例えば通勤に支障を来すということは、そういった観点から非常に私どもも問題だと思っております。これまでもいろいろ要望のほうもさせていただいているところでありますので、今後も今回の提案、それから、恐らくバス会社さんのほうも、積み残しという報告を受けて、11月だったと思うんですが、また独自に調査をされておるようです。それらのことも反映をしていただけるというふうには期待をしているところではあります。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 千代田インターでの乗り降りというのは、非常に多いということでありまして。今のは千代田だけじゃなくて、三次方面、庄原方面に行く方も乗れなかったということですから、深刻な問題だろうというふうに思いますんで、これから先、しっかりと協議をしていただきたいというふうに思います。それから、今度はバス料金の公平性について質問し

ますけれども、皆さんのところには、バスセンターの高速バスに乗るところのホームは9番ホームでありますけれども、9番ホームのところに立て看板があります。その立て看板の現物をカメラで撮った写真を皆さんのお手元にお配りをしてしておりますけれども、少しだけ大きいんですけども、見えにくい見えやすいか分かりませんが、この写真は、下側が広島バスセンターです。それから上が三次方面であります。これはバスセンターからの所要時間と、それから運賃が記載をされております。非常に分かりやすいんですけども、バスセンターから高速4号線、高速4号線ですから久地のバスストップのところを通過して、千代田を通過して美土里、高宮、三次というふうに行くわけでありまして。まず、バスセンターから久地までが30分でありまして、運賃690円。広島北インターがバスセンターから38分、久地から8分で790円の運賃。千代田インターは、広島北インターから12分後に到着するということですが、1310円の運賃です。それから、千代田から次は美土里でありますけれども、美土里は千代田から12分後ですけども、1460円の運賃です。高宮に行くと、6分後にいきますけれども、1470円というふうに、美土里と高宮は10円しか運賃が違わない。今、私が何が言いたいのかというと、千代田インターは、乗り降りが非常に多く利用者が多いというふうに先ほど課長からもありましたが、多いからかどうかわかりませんが、一気に運賃が、広島北が790円なのに千代田インターが1310円、高いんです、五百いくら高いんじゃないですか。それから、その次の美土里は1460円ですから、150円の差なんです。千代田を基準にと言いますか、千代田がターゲットに運賃料金をしっかり払わされているというふうにしか思えんのですね。所要時間と運賃だけで比較すれば。そこのところも、当然バス会社のほうにも通告したものが行っているというふうに思いますから、どのように釈明をされましたか。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） この運賃の問題は、以前にも議員の方からもご指摘を受けまして、私も直接バス会社さんのほうに伺いまして、そのことは問題提起をさせていただいたところがございます。今回もまた、それらのご回答をいただいておりますが、基本的に、かつて路線開設をした時期には、同一区間、要するに出るところと到着するところが同じ場合には、異種の運賃は基本的に認められていなかったということで、既存の在来線を走る路線バスに合わせているということがございます。それ以来、なかなか運賃の改定というのができていず現在まで引き継いでいるということもございます。ただ、平成9年度以降値上げはしておりませんよということです。消費税分は上げた経緯があるということです。それと、三次はノンストップ便があるんですが、千代田には全便が停車し、朝夕は20分、10分で来る場合もあります。昼間でも30分ごとには便を設定するなど利便性を向上させておりますので、どうか料金のほうはご理解をいただきたいということがございます。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 増便の状況もなかなか把握はされておられますが、増便ということにつながっていない。料金改定についても、どう見ても、それこそ在来線との関係があるというふうには、一定これを決めようとしたときには、そうであったらろうというふうに思いますが、高速バスがかなり普及をして、高速バス利用者のほうが随分増えてきたという状況の中で、やはり世の中というのは常に動いているわけでありまして、需要と供給も含めて、それから何を利用者が求めておられるかというふうなことを考えたときには、明らかにこの運賃体系は、千代田インターで収益を随分上げられるようなことになっていると思います。もう一度言いま

す。広島バスセンターから広島北インターまでが38分で790円の運賃、広島バスセンターから千代田インターまでが50分ありますが、1310円、それから12分後の美土里が1460円で、150円の差ということでございます。どう考えても在来線との比較、考えておられるというふうに思いますが、これから本当にバスの利用がさらに増えていくというふうなことも、この町の発展にもつながるんだというふうに一生懸命言うてもらったんで、そここのところも含めて、何かがないとやすすぐには変わらないよということがあるかも知れませんが、以前にもそのような話は、違う企画課長からでありましたけども、お聞きをしたことがあると思います。ぜひ、公正公平な運賃表に、誰が見ても、運賃に変更するように、まず、要望して、再度そのような方向は、課長のほうの口から、どうこう言うことはできないかも知れませんが、力強く今後バス会社さんと協議していくということの一報ぐらいいただきたいというふうに思っております。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 運賃だけの議論では、なかなか町としても難しい立場にあります。公平公正ということでの高い安いということだけは、なかなか、そこへ町の立場で介入していくというのはなかなか難しいところがあると思います。ただ、先ほども申しましたように、広島市内から速い便で40分、千代田インターまで。という非常に利便性がいいということ、これは一つの北広島町の定住施策におけるメリットであろうというふうには十分認識しておりますので、それらが、より効果を発揮できるような形でバス会社さんへの要望なりは今後も続けさせていただきたいと思っております。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 頼もしく思っております。質問の10と11を一緒にしたいと思っております。時間がないので、次の質問に入りたいので。千代田インターのトイレであります。冬期は、あそこは使えないようになっているんですか。それとも、そここのところ使用ができるのかどうかというのはよく分かりませんが、その管理はどこがしておられるかということと、待合所のところの長蛇の列が、朝なんか本当に長い長い列になるんですけども、それも待合所に入れませんから、寒いのに吹きさらしのところにおられるように思いますが、もう風除けは、何か対策をされましたか。

○副議長（濱田芳晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 千代田インターチェンジ内にあります公衆トイレにつきましては、冬期間も使用可能でございます。これにつきましては、町が管理をしておるところでございます。そして、待合所の手前の防風雪シートにつきましては、今週13日に設置をして、約3か月間、設置をする予定としております。以上です。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 暴風対策は明日ということですか。13日だったら、明日やね。よろしくお願ひしたいと思っております。それでは2点目でありますけども、豊平病院の現状と今後はということでございます。豊平病院の存続については、合併協議のときから、いろいろと物議を醸し出している問題であります。豊平地域には、豊平病院以外には医療機関がないため、また民間が行えないと言いますか、民間が行わないために公立で経営をしていたということでございます。合併後11年は、町立病院として運営してきたわけですが、医師不足の状況が好転しなかったという、今から2年9か月前であります。指定管理制度を導入してきたときであります

が、その前に、診療所にしようという案が出たわけであります。けさほどからいろいろと同じような質問になっていると思いますけども、ご辛抱願いたいというふうに思いますが、診療所にしようという案が出ましたけれども、そのとき、救世主として、医療法人齋和会が病院として存続するというこの名乗りを挙げていただきました。議会でそれが通って、豊平病院として3年間指定管理契約を結び、3年間で7億5400万円の指定管理料を支払うよということになってきました。その後、医師の確保はできるというふうに聞いていましたけれども、医師の確保がすぐにもできるという状況にはなく、1年も遅れ、また、看護師さんもなかなか採用になるというふうなことにならない。まず、採用するについても、採用する基準等がなかなか明確にされないということで、人が来る来るといふことにはならないわけです。労働条件が明らかに定まっていないうふうな部分もございましたから、そういう中で、医師、看護師等も早くにはそろって病院業務ができるというふうな状況にはなかったということであります。今、この時期に来て、先ほど言いました7億5400万円は債務負担行為というて、最高で使える金額が決められたのが、その7億5400万円と、それ以上使うことは当然できませんし、それ以下の場合には許せる範囲ですから、いいんですけれども、その7億5400万円をもう今既に使い切っているという状況になっているというふうに思います。こうした状況を見るときに、今後、本当に病院として経営を確保するということが、この町として選んでいい道なんだろうかということを考えるわけであります。これまで、地域に出向いて、病院ではなくて無床の診療所にしようということが、ずっと取り組みとしてはされたわけでありますけども、まだ住民の方はしっかり理解をされているというふうな状況にない部分がございますから、今、全てが語られるということにはならないかも知れませんが、こことこことこの部分は保証するんで、しっかりと理解してほしいということをお町のほうからお伝え願いたいというふうに思います。

○副議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） 今、質問の中にもありましたが、今年度は指定管理の期間である3か年の最後の年であります。現在の指定管理者は、来年度以降の経営改善や町財政、今後の医療需要などを考え、指定管理者と協議をしてきたところであります。その中で、来年度からの経営改善の見通しが立たない、町財政が逼迫していることなどの点から、このまま病院としての形態を維持していくことは困難であり、平成31年度から診療所への形態変換を8月下旬に、議会及び住民の方に説明をさせていただきました。有床診療所、または無床診療所のどちらにするかを検討していく中で、現在の指定管理者及び近隣の医療機関へ平成31年度から有床診療所及び無床診療所への受託の可能性について打診をしたところ、3医療機関から受託可能との提案をいただいたわけであります。2つの医療機関からは有床診療所で、1つの医療機関からは無床診療所での提案でございました。有床診療所の提案試算では、2つの医療機関いずれも年間およそ1億円程度の赤字が想定されております。併せて有床診療所の継続期間は限定的であり、2、3年で無床診療所へ移行せざるを得ない可能性が高い状況とのことでありました。また、有床診療所から無床診療所への形態変換をした場合においても、年間およそ1億円程度の赤字が想定されました。どちらの医療機関も有床診療所から無床診療所に移行しても有床診療所の期間のみの受託ではなく、引き続いて無床診療所になっても受託するとのことでありました。無床診療所を提案された医療機関の試算については、収支の結果によらず、自主運営が可能な範囲で行えると考えておられ、病院の建物内に小規模多機能型居宅介護施設、グループホーム

などの介護施設などの設置をご提案をいただいたところでもあります。当初は、できれば有床診療所での存続を考えておりましたが、有床診療所は長くても3年程度と限定的であり、先で無床診療所に転換したとしても、将来にわたり毎年1億円に近い指定管理料が必要になること、併せて建物の有効活用の点も含め、財政規模が縮小していく中で、財源の確保が困難になり、診療所さえも維持できなくなる可能性があることから、総合的に判断をし、最終的に無床診療所の方向性を決断をいたしました。以上です。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） いろいろに本当に総合的に判断をされて、断腸の思いで、無床の診療所にするというふうなお考えを述べられたのかなというふうに思います。それはそれとしてお聞きをするとしまして、まず、この2年9か月間、齊和會が指定管理として引き受けてもらっていたわけでありましたが、その齊和會は、3年の契約であったんだということであれば、それはすっきりしたものでありますけども、納得を今されておられますか。お聞きをします。

○副議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） 現指定管理者の理事長と協議をしました。3年間の指定管理期間が来年の3月末で到来するわけでありますが、最終的に町の方針に従うとの了解を得ております。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 納得と言いますか、町の方針に従うよということではありますが、それについて、何か条件を出されたというふうなことがありますか。

○副議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） 職員の処遇についてでありますけども、町から出向している職員、それから指定管理者雇用の職員も含め、職員の不安が軽減できるよう、町が責任を持って対応していくこととしております。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 職員の処遇については、またお聞きをするにしまして、このたびの議会の中に、病院会計のほうに一般会計から1億円の繰入金が生計上されております。本来、3年間の指定管理料が7億5400万円の債務負担行為でありましたということで、そのすべてがもう使い切るよという状況になっています。それはもうないわけでありますから、何らかの形で1億円を豊平病院のほうにこの12月の議会で繰り入れるということになってはいますが、それは何の目的で、どういう考え方で出されるのかということをお聞きしてみたいと思います。

○副議長（濱田芳晴） 副町長。

○副町長（中原健） ご質問に対してお答えをさせていただきます。まず、無床の転換を打ち出したということで、指定管理者の期間満了によりまして、1月からは入院とか外来の患者さんが減少していくだろうという予測をしております。これらのことから収益減が見込まれておりまして、経営状況は今よりも悪化するというふうに見込んでおります。一般会計から1億円病院会計のほうに繰り入れる。そこから豊平病院のほうへ繰り出していくということになるかと思いますが、それはあくまでも運転資金として、動きが取れないようなときに、そこに充当していくことを考えております。当然ながら、1億円、今では予想しておりますけれども、残額が出た場合には、一般会計のほうに繰り替えをしていくということになるかと思っております。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） この町にも指定管理者制度によって運営をしてもらってる事業はたくさん



ございます。今のように赤字が生じたら、その都度、それを補填するというふうなことが指定管理者制度にあるんですか、ないんですか、お聞きします。

○副議長（濱田芳晴） 副町長。

○副町長（中原健） 指定管理者制度の中というよりも、指定管理者と協定を当初結んでおりまして、その中で、赤字が出た場合、先ほど議員おっしゃられましたように、債務負担行為の中で、上限までは赤字部分を年度を超えても補填していくということができるような契約になっております。ただし、今回につきましては、7億5000万円という債務負担行為を超える予算額になりますので、今回の12月の補正のほうに上げさせていただいて、交付していくという形をとらせていただければと思って、予算計上させてもらっているものでございます。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 指定管理者制度で債務負担行為を行った場合は、それを超えてはならないということが当然あります。それを超えたから違う方法で拠出をしていこうということですが、協定の中で、そういうふうなことがありますよというふうに、今、副町長は言われましたが、そうであるならば、指定管理の基本協定というのはあると思いますが、その25条に、何か書かれていると思いますが、条文をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（濱田芳晴） 副町長。

○副町長（中原健） 条文は手元にありませんけれども、赤字が発生した場合、それを町が補填していくという条項かと思います。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 25条は、変動があった場合という書き方がしてありますが、それは賃金と物価による変動があったというふうに記されていると思います。それは、今の診療報酬の外來であるとか、入院であるとかというのが影響するよということじゃなくて、本来、指定管理で金額が決まったら、その法人がその範囲の中で努力をしてやりますというて引き受けてくれたものでありますから、それをそのことが、それこそ年の中途に診療所に切り替えますよというふうに方針を変更したのであれば、また考え方は違うかも知れませんが、3月まではあくまでも病院であります。その間は、医師も看護師も一生懸命、その3月までは病院として努めてもらわにゃいけんわけなんです。それを、次のことが入ってこないかも知れないからというふうなことで、それを補填するということがどこにもない。そのところは、しっかり思ってもらわにゃいけません、それと、平成29年度の病院会計の入院の稼働率が62.2%だったと思います。その年度の、今の入院の関係でありますけども、2億2000万円の診療報酬が入ってきた。それをひと月に直すと大体1900万円ぐらいが入ってくると。これから先の診療報酬の入りが増えてくるとは当然思いますが、減ってくるとは思いますが、減ってきた部分を含めて、その法人が対処する以外にはないし、その考えが本当だと思います。だけど、それを先ほど私が言ったように、何か納得してもらおうための手立てをしましたかというて言うたのは、そういう流れがあったから、補償してよということがあったから、今では1億円の金額を補正しようというふうになってる。それは、その金額まで行かなかつたら、払い戻してもらいますよと、それは、あつてはならんことですが、本来1億円が出るはずはないんです。出すべきことではないんです。それが一定の今の指定管理との関係のルールなんです。このたびだけが特例ですか。お聞きをします。

○副議長（濱田芳晴） 町長。

- 町長（箕野博司） 今の1億円の補正についてでありますけども、平成30年度は、指定管理者の今年度末までの予測で通常どおり、これまでどおりいけば、指定管理料の範囲内でおさまるといふふうに今判断をしております。ただ、今回のことにつきましては、町が無床診療所に4月1日から切り替えるという方針を出させてもらったことにつきまして、減収等の影響があるということでもありますので、それについては、町が責任を持って対応していくということでもあります。指定管理料として出すんじゃないくて、運営費という形で豊平病院会計の中にはあるけども、指定管理者のほうへは必要な状況ができたときに、その都度、その金額を出していくというような考え方でもありますので、1億円をお渡しするという形ではありませんで、ご理解をいただきたいと思っております。
- 副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 基本協定の25条には、先ほど言いました物価上昇、あるいは賃金上がる下がるということがありますが、病院の役員報酬も2名で月に3000万円でありますから、その3000万円の賃金を下げれば、いけるんじゃないですか。ということをお聞きをしたいということと、今のを先に答えてもらえますか。
- 副議長（濱田芳晴） 町長。
- 町長（箕野博司） 違います。月で言われたんで、300万円です。
- 副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 3000万円、もう1回聞きますが、2名。
- 副議長（濱田芳晴） 町長。
- 町長（箕野博司） 正確には、役員報酬だけではありませんけども、役員報酬も含んで、月額300万であります。
- 副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 保健課長、どうですか。
- 副議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 町長が申しましたように、月300万でございます。役員報酬だけではございません、医師としての勤務もありますので、それを含めてということでございます。
- 副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 役員報酬だけではないということで、役員報酬やあるいは違う報酬も含めたら、2名の方で3000万円という金額は、私も間違っていないというふうに私は思いますが、いかがですか。もう一度お聞きをします。私は、うそを言ったとの前提で話を展開してはいけませんので、そののところ、3000万という金額。
- 副議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 月300万として、12か月で3600万でございますので、年間ということでございます。
- 副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 分かりました。年に3600万ということですね。病院職員の今後の処遇ということではありますが、法人の採用の職員もありますし、町からの派遣の職員もあります。その職員の方たちは、それこそ何度か町と今後どのように考えですかというふうな、個別の面談もされてきておりますが、それこそ親切に話はできているんだろうと思っておりますが、斡旋をしますというところは出ていますが、斡旋というのは、こういう業種があるよというふうなこと

をお知らせするだけの流れなのか、いやいや、あそこに何人か要るんで、病院に勤めたいということがあるとすれば、そことそことそこにありますが行ってくださいというところまで言っているのか、どういうこと含めて、斡旋と言われているのか、お聞きをします。

○副議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 職員の処遇ということでございますので、総務課のほうからご説明申し上げます。職員のほうから、いろんな情報提供、早めにしていただきたいというふうな声をずっと聞いておりました。このたび、指定管理者との協議の中で、町の方針に従うというふうな了解を得、説明をしていくというふうな話も了解も得ましたので、まずは全体説明を行って、その後に意向を伺い、個別面談もしております。その中で、議員ご質問の斡旋というふうなことございましたけども、退職した後の処遇につきましては、できるだけのことはしていきますという中で、ある程度町内事業所に限るかも分かりませんが、その事業所の中で、こういう条件で、こういう職種のもを何名採用します、欲しいというふうな情報を町のほうでいただいて、取りまとめて、そこの今病院に勤務する職員にそういう情報を提示をして、いろんな選択肢の中で選択をしていただくというふうな流れを今とっているところでございます。今後もしもいろんな情報を収集しながら、職員の皆さんには説明していきたいと思っておりますし、誠意をもって対応していきたいというふうに思っております。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） これまでは、そうは言うても、次の法人がなかなかかちつとしたものがないので、取り組みが難しいよということもあったかもしれませんが、この12月で決まるということになれば、具体的なスケジュールはどのように考えておられますか。

○副議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今議会で方向性と言いますか、議決が出ると思います。その議決を受けて具体的な話をさせていただきますけども、先ほどもお話をしましたように、方針の中での方向性、就職先の情報というものも収集してきている状況がございます。それも具体的なものとして、職員の皆さんには提示をして、今後の考える方向性、選択肢を提示していきたいというふうに思っております。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） かなりの人数の方がいらっしゃいまして、個々によって、いろいろな考えもあります。それをあと3か月の間に、19日の議決を経てということになりましたにしても、大変な作業であります。どのような形で、それぞれの職員さんの気持ちが、町の幹部の方たちを含めて腹を割ってできるのかどうなのかというのが非常に不安でならないし、この該当者の人たちも、その不安はいっぱいなんです。アンケートをもらっても、書くのがいいのか書かないのいいのかというふうなことも非常に悩んでおられるわけであります。そこらを含めて、もう一回、タイムスケジュール的に1月ごろには、こういうふうな形のものを取りたいよというふうなことがあれば、お聞きをしたいと思っております。

○副議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 既に職員の方には方向性の中で説明をさせていただいて、個別面談も何名かと言いますか、ある程度させていただいております。個別面談の中で、いろんな思いもお聞きし、悩み等も含めてお聞きしております。それを受けながら、職員が希望する道について、いろんな情報を得て提示をするというふうなお約束もし、提示をしているところもでございます。

また、これから3か月という短い期間ではございますけれども、全体で80名近い職員が常勤、非常勤を含めておられます。その方全体について誠意を持って、今後の方向について一緒に考えていきたいと思っております。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 大変な作業だろうというふうに思いますが、しっかりと一人もこぼれることのないように取り組みをしてもらいたいというふうに思います。それと最後になりますけれども、このたび提案されておる豊平病院の経営を明和会に今度無床化としてお願いするということが可決されれば、それでありまして、否決されたらどうされますか。

○副議長（濱田芳晴） 副町長。

○副町長（中原健）今のところ、否決されるという方向は思っておりません。仮にそういった状況が出るならば、来年の4月1日に豊平地区でどういうふうな診療ができるかということが課題になると思いますので、そういう事態が起きないように、診療がしっかりできるような体制づくりを、非常に現実問題としては厳しい状況ですけれども、とっていかざるを得ないというふうに思います。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今の答弁ぐらいしかできんだろうなというふうに思います。しっかりと取り組みをしてもらいたいというふうに思って、質問を終わります。

○副議長（濱田芳晴） これで、梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩をさせていただきます。2時5分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 57分 休憩

午後 2時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（濱田芳晴） それでは再開させていただきます。次に、9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。先に通告してあります大綱3点についてお伺いいたします。まず、1点目は、町内の森林有効利用についてであります。本町の総面積は6万4620haあります。そのうちの約83%に当たる5万3565haは森林面積、ざっと8割以上が森林の面積であるということでもあります。さらに、その森林面積の約6%、3130ha。これはどのぐらいかと言いますと、分かりやすく例えて言うならば、マツダスタジアムがグラウンドと、それからスタンドとか建物を合わせた面積が約3.6haぐらいだそうでありますから、そのマツダスタジアムが880個分ぐらいの広さということになります。これが町有林です。平成29年に策定されました北広島町有林管理・活用計画では、町有林資源の活用と保護保全の両立を図り、さまざまな森林機能を維持、発揮させていくことを目指して、100年先を見据えた長期的な視点で、森林施業や資源循環を計画的に進めていくことが必要であると明記されています。また、中期的な計画として、森林整備5か年計画が策定され、現在は、その2年目

に当たります。森林は、木材生産以外にも資源を確保する観点や温室効果ガスCO<sub>2</sub>を吸収することで、地球環境を守る観点、その他災害の未然防止等、多様な面から有効に管理、活用していく必要があります。さて、それでは北広島町になってから、この本計画が策定される平成29年までの12年ほどは、どのような方針で管理、活用してきたのか、まず、お伺いいたします。

○副議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 合併から計画策定までの12年間は、旧町からの管理台帳における施業の履歴を基に計画的な施業に努めてまいりました。保育間伐から搬出間伐へのちょうど転換期であり、路網整備も積極的に取り組んできました。以上です。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 保育間伐と何間伐と言われましたか。素人なので、申し訳ありません。

○副議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 保育間伐と搬出間伐です。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 旧4町からの移行期間と言いますか、そういう期間だったのかなというふうに思いますが、それでは、昨年平成29年に策定されたこの計画、北広島町有林管理・活用計画において、特に工夫し、重点を置いているのは、どのようなことでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 町有林においては、全体の約46%が人工林でございます。その中で、植林後40年以上のものが、約8割を占める状況になっており、活用の時期を迎えつつあります。一方、森林を取り巻く環境は大きく変化し、環境に配慮した取り組みが注視されております。里山保全や林地残材の木質バイオマス利用など、資源の活用と保護保全を図っていくことが求められています。このことから約3000haの町有林を目的別に区分し、活用の森と保護保全の森として管理することを計画に盛り込んでおります。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） いろいろな活用、いろいろな方面で、それぞれ区分けして必要な管理をしているという、そういう捉え方でよろしいですか。目的をしっかりと分類した上で管理しているということ、そういう認識でよろしいですか。

○副議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 町有林については、ご質問のように、いわゆる生産の上がる森林、植林をして循環をして収入を上げていく森林と、それから時代の求めております環境に配慮した森づくり、こういう役割の森というものに区分をして、この計画を樹立しておるところでございます。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そのような特徴と申しますか、工夫はされてるんだなというふうに思うんですけども、そして、その森林整備5か年計画というのが、これはまだ第1次の2年目、始まったばかりということではあるんですけども、その進捗状況についてお伺いいたします。

○副議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 施業であります主伐、搬出、保育の5か年計画については、ご質問のとおり2年目を迎えております。計画の約67%の進捗となっております。少し遅れているわけ

でございますけれども、今後、この計画目標を達成できるよう鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 進捗については今後も注視していきたいと思いますが、そうした中で、広島県の、これは県営林に関する話でありますけれども、芸北水源の森、森林吸収プロジェクトというものが北広島町内にある県営林重之尾事業区において、温室効果ガス吸収プロジェクトを実施されたということでありました。その結果、カーボンオフセットクレジット、J-VERを取得し、その販売で得られた収益を新たな森林整備に使っていくということでありました。ちょっとここで、カーボンオフセットということについて補足しておきたいと思いますが、最初にお話しましたように、森林を管理活用していく上で、いろいろな観点から管理していくという中に、温室効果ガスCO<sub>2</sub>を吸収するという、そういう一節ありましたけれども、それに関係したことでありまして、これは北広島町内にある県営林の間伐プロジェクトを行って、カーボンオフセットに使えるクレジットを取得したと。そのカーボンオフセットというのは何なのかというと、企業などの活動で発生する温室効果ガスの排出量のうち、削減努力をしても削減できない分の全部または一部を森林による吸収量や別の場所での排出削減量によってオフセット、すなわち埋め合わせをすることということでありまして、簡単にいえば、山を整備して、森林を整備して、そこから出てくるCO<sub>2</sub>を吸収してくれる森林によって、そこに企業がお金を出してCO<sub>2</sub>削減したことと相殺してもらえますよと、そういうことだと思うんですが、まず、その点について、このJ-VERの捉え方はそれでよろしいかどうか、確認しますが、いかがでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議員ご質問のとおりというふうに私どもも理解しております。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そうしたことが広島県で既に行われていたということでありまして、実際にこれが行われたのは、平成23年9月から12月に保有間伐を面積44.14haで実施して、それをCO<sub>2</sub>吸収量に換算して算定したと。第三者機関によって検証してもらったというようなことが県のホームページに出てありました。その中で、第1期販売量がCO<sub>2</sub>換算で180トン、第2期に246トン、第3期に172トンというものが出されて、その募集が既に終了したというふうに書かれてありました。ということは、これを企業に買ってもらったということだと思うんですが、これらの収益は総額どのぐらいになっているのか、分かればお願いいたします。

○副議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 芸北の橋山にあります県営林重之尾事業地におけるカーボンオフセットクレジットの取り組みで、J-VERの販売について県のほうに確認したところ、現在、ご質問のとおり、3期が済んで、今現在4期の販売を進めているというふうなところでございます。第1期については、結果が公表されておまして、二酸化炭素の換算180トンに対して6社の応募があったとのことでした。なお、購入価格については公表しないということを受けております。なお、販売で得られた収益については、新たな森林整備に使われるというふうなお話でございました。以上です。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 肝心なところが聞けないなというふうに思いますけども、いずれにしても、森林の活用というのは、ただ切り出して材木にするだけではなくて、そういう観点からも、お金にならないという方法もあるんだなということは思うんですが、それでは、次の質問であります、北広島町の取り組みとしても、北広島町環境基本計画の中に、導入設備による温室効果ガスの排出削減量はJ-クレジット制度を活用して販売し、販売収入を環境教育やまちづくりなどに有効活用するという一節がうたわれています。本町におけるこれまでのJ-クレジット制度活用の実績と課題、それから今後の方針をどのように考えているか、お伺いいたします。

○副議長（濱田芳晴） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） J-クレジット制度でございますが、中国経済産業局によるJ-クレジット制度活用支援事業の支援を受けまして、芸北オークガーデンの温泉施設における木質バイオマスボイラーについて、平成28年度にプロジェクト登録を行っております。その後、1年間のCO<sub>2</sub>排出量のモニタリングを実施し、その結果を得てJ-クレジットの認証申請を行いました。認証委員会に諮られた後にクレジット認証を本年10月9日付で受けているところでございます。本年度につきましては、北広島町内のイベントなどでクレジットの売却益を地産地消し、環境政策等に活用するよう検討しているところでございます。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今のお話で、本年の10月9日に承認されたという、クレジットがとれた。それを、これから活用していくということですね。活用というのは、先ほども地産地消ということがありましたけども、もう少し具体的にどういう活用になるのでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 今考えておりますのが町内のイベント、例えば聖湖マラソンとかいうところのイベントに来場者、あるいは車で来られる台数等々をCO<sub>2</sub>の排出量等換算しまして、今現在、認証のクレジット量が83トンのCO<sub>2</sub>でございますので、それに排出量に当てていくというような方法を取りながら今後については検討していきたいと考えておるところです。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） もう少しお伺いします。83トン換算されたというのが、先ほどのオークガーデンの薪ボイラーの関係だと思えますけども、それが具体的にはどうすることでCO<sub>2</sub>83トンというふうに、そこはつながるといことになるのでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） これまで温泉施設につきましては、重油を燃料として使っておりまして、それを木質バイオマスボイラーに変えることで、年間83トンのCO<sub>2</sub>が削減できたというような認証を受けているところなんです。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 分かりました。そのようにまだまだ始まったばかりかなとは思いますが、今、森林の山の木を切って売ってもあまりお金にならないというときに何か方法はないのかなと考えたら、こんなこともあるという一例ではないかと思うんですが、それも実際には、それをやるためにかなりの経費がかかるということも聞いております。これちょっと、他のところで聞いた話といたしますか、知った情報ではあるんですが、1トン当たりのCO<sub>2</sub>が出てきた。それを買ってもらうのに、大体1万5000円ぐらいで販売できそうだと。しかし、

それをやるために経費が1万円ぐらいかかるそうでありまして、これは、はっきりした数字ではありませんけれども、そうやって考えるとなかなか大変ではあるかなと思います、そんなこともあるということで、今後、これほど山が多い我が町において、ただ放っておくのはもったいない。何か方法考えながら、それを活用していくということは大切なことではないかなというふうに思います。では、第2点目、子どもの生活実態と家庭教育支援についてお伺いします。今日の核家族化、地域社会の絆の希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化の中で、過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下を指摘する声をよく耳にします。児童虐待件数の増加は深刻さを増しており、このような状況を一刻も早く解決しなければなりません。特に現代は、若い父親、母親の出産や育児などが関係の希薄化した社会に置かれ、孤立してしまう状況が増えているように思います。行政からのより積極的な家庭教育への応援体制が必要なときではないかと考えます。平成30年度基礎基本定着状況調査の結果、概要を見ますと、おおむね北広島町の児童生徒は、全般的に県平均を上回る肯定的な評価がされているように思いますが、これを町はどのように捉えていますか。

○副議長（濱田芳晴） 教育長。

○教育長（池田庄策） 基礎基本定着状況調査でございますが、実は、基礎基本定着状況調査は県が行うテストでございますが、平成14年から始まっております。当初は、学力テストも含んでおりましたが、平成30年度から、いわゆる生活実態調査、早起きであるとか朝ご飯、生活習慣等の質問をして、児童生徒が答えております。今年度のこの調査におきまして、多くの質問項目におきましては、町の子どもたちの肯定的な回答の割合は県平均を上回る結果となっております。町といたしましては、この結果につきまして、町内各学校及び家庭の教育力の成果を表すバロメーターの一つであるというふうに捉えております。以上です。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） それで、教育長が言われたように、県が行っている調査だということでありましたけれども、この調査以外に、もう少し踏み込んで子どもたちの生活実態を把握する取り組みはなされていますでしょうか。取り組みとまで言わなくとも、あるいは生活実態がこんなふうになっているということ把握されておりますでしょうか。どんなことがあるか。

○副議長（濱田芳晴） 教育長。

○教育長（池田庄策） 日常的な教育活動で、学校の中で、子どもたちの生活をしっかり見詰めるということが大事なことだと一番に考えておりますし、また、県が行います基礎基本定着状況調査以外にも、文部科学省の全国学力学習状況調査におきましても同様の調査が入っております。この結果も含めまして、各学校の子どもたちの資質の能力の育成のためのこれからのカリキュラム改善、発展するための指標として活用もしております。以上です。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） さまざまなところで、特に先生方の目を通して見ていただいているんだろうなというふうに思います。そういう中で時々、いろいろニュースに出てくる悲惨な出来事を耳にすることがあるんですけども、本当に子どもたちの生活実態は大丈夫なのかなというところが、心配があるんでありますけども、それに関係して、これからの社会の担い手である子どもたちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であります。家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっています。教育基本法第10条、この中に、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心



を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。2、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないというふうに規定されています。このような状況を踏まえて、北広島町においても、これは先進的に熊本県がまず制定されておりましたけども、家庭教育を支援するための施策としての家庭教育支援条例を策定することを提案しますが、それについての町としての所見をお伺いいたします。

○副議長（濱田芳晴） 教育長。

○教育長（池田庄策） 熊本県の制定の背景でございますが、先ほどからご意見いただいておりますように、少子化、あるいは核家族の進行、地域のつながり希薄化など、社会の変化の中で、過保護、過干渉、放任など、家庭の教育力の低下があるというふうに考えております。加えまして、育児不安や児童虐待の問題、また、子どもたちのいじめの問題、それから子どもたちの自尊心の低さということも課題があるというふうに考えております。これらは全国的な課題でございますが、本町において同様な課題も見られるというふうに思っております。各課で家庭教育を支える取り組みをしておりますが、教育委員会といたしましては、芸北地域の教育の集い、それから千代田地域学校支援連絡協議会、それから各学校単位で今始めておりますコミュニティスクールの取り組み等がございます、ともに家庭、学校、地域の住民が連携する活動であります。地域の人材を活用して、学校、地域、お互いに連携し合い、協力して家庭も支える必要があるというふうに考えております。議員がおっしゃる条例の制定につきましては、今後、各課で連携し、研究をしまいたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 現段階では、条例はなくともそういった方法で町としての取り組みがなされているというふうに受け止めてよろしいでしょうか。今後、条例の制定が必要だというような気配というか、機運というか、時代の背景ということは、どのように捉えておられますでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 教育長。

○教育長（池田庄策） 子どもたちの実態を考えますところ、必要だというふうな考えは持っておりますが、教育委員会のみで決定することではございませんので、いろんなところと協議もして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今、教育長からお話ありましたように、時代的な背景の中で、その必要性も増してくるのかなというふうに思っております。大いに研究していかないといけないんじゃないかなというふうに考えています。それでは、第3点目、次の住民生活に係わる諸問題についてお尋ねします。まず、ホープタクシーであります。ホープタクシーについて、実際に利用されている方からの切実な声であります。ホープタクシーを乗り継ぎなしで、町内のどこにでも行けるようになってない。例えば、芸北から千代田の病院に行きたいのに、2回も乗り継ぎないと行けない。これはホープタクシー、タクシーなのになぜなのかという切実な声ですが、これはなぜでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 乗り継ぎなしでホープタクシーをとということでございますが、現在の運行体系は、北広島町地域公共交通網形成計画を機軸にして運行しております。路線バスにつき

ましては、旧町間の移動や通学を担う機能を持たせております。それを補完する機能としましてホープタクシーを位置付けております。普通のタクシーとは違った、乗合の区域限定の運行手段ということでホープタクシーという名前は付けております。公共交通そのものが町内のどこにでも乗り継ぎなしで行けるという想定はそもそもしておりません。以上でございます。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） このホープタクシーというものが、タクシーという名前はついてあるけども、そういう意味合いのものであるということではありますが、では、それは置いて、実際に病院に行きたいという人が、タクシー会社がすぐ近くにあれば、それは、それを使うんだけども、それもないし、どうしたらいいんだというようなことでもあります。こういうことについて、町は、町民の方から、どのような声を聞いておられますか、受け止めておられますか。その声に対して、町はどのように応えていますか、お尋ねします。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 一応、公共交通という立場からご返答申し上げます。昨年度、再編計画の作業を行っております。これも何度か公共交通会議というものを開かさせていただきまして、その中では、当然、交通事業者さん、それから官公庁、それから地域の代表の方、それから学識経験者いろいろ集まっての会議でございますが、今のような乗り継ぎなしでの町内どこへでもというようなことが提起されたことはございません。また、高齢者サロンなどで公共交通に関する説明をさせていただいておるところがかなりありますが、その際に、今のようなホープタクシーの運行区間についてのご質問を受けることは実際にありました。ただ、それに対しましては、路線バスとの機能分担や逆にホープバスの利便性が、区域が広がることによって低下するというのを説明して、ご理解をいただいているところでございます。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 区域が広がることによって、機能が低下するというようなお話を今されました。そのことについて、もう少し詳しくお願いします。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 今のホープタクシーは、おおむね1時間ぐらいでぐるっと回れる範囲を想定して運行しております。それは一つの運行区域の中で、1日4便から5便ぐらいのものを設定しておるわけでございますが、そもそもタクシー並みにそのホープタクシーを利用することは、例えば、芸北八幡からこの本庁舎へ来ると。これは途中で誰が乗るかもわからないということを想定いたしますと、片道1時間半ぐらいを見て、一つの大きなバスで片道1時間半をかけて、こっちに来てまた帰るというような感じ、その間は、そのホープタクシーが本来今の計画で受け持っているエリアには車がない。要するに、午前中1便ぐらいしか運行できない。それも運行できるかどうかよく分からない。どの路線を通って行くかもよく分からないというようなことになりますので、基本的には、そういった運行は、運用的にも無理があつて、考えにくいところでございます。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今の説明は、各旧町単位のそれぞれ業者さんが、それぞれのエリアの中で運行しているので、そういうことになるということではないかと思うんですけども、これがお互いそれぞれの業者間で、互いのエリアを相互にお互いに乗り入れして、業者は複数あつても、一つの業者のように、例えば、町がそれを上から管理して配置するというような、何か工夫し

てそれを運用するということはできないのでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 理論上無理なような気がしますけども、基本的には、そういった使い方というのは完璧なタクシーということになるかと思えます。ホープタクシーは、運送法上も定められた区域を路線を決めず、それから時刻もあまり決めずということでの運行ということ、ただ、区域は決めているということでの運行ということとさせていただいております。どこに行くかも定かでない、どこを通るかも定かでないというようなことは少し、いくら町の中で調整と言われても、現実的にちょっと無理なような気がします。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今言われた区域というのは、ある程度、旧町単位ぐらいの広さでないと無理があるということでしょうか。北広島町は一つの区域として、ここでホープタクシーを回すという、そういう考え方は無理があるということでしょうか。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 基本的には、旧町単位の中で3つとか4つぐらいのエリアをそれぞれのバスがカバーしているということで現在運行しております。旧町間を超えていくエリアも部分的にはございます。これは従来からの生活圏でありますとか、ホープバス同士の乗り継ぎということで、それからホープバスと路線バスとの乗り継ぎを考慮するというところで運行させていただいております。何度も申し上げますが、町内をホープバスでということになりますと、例えば先ほどからも申しますように、時刻、ホープタクシーの場合は、ある程度の目安の時刻になりますが、それもよく分からない、基本的にどこを通るかわからないということなので、町内をすべて乗り継ぎなしでということで、一つのエリアとして運行するということは、そもそもエリアが広過ぎて、具体的には難しいと思っております。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 最初のところに返りますけど、ホープタクシーについて最後の質問にしたいと思いますが、町内の端っこのほうに住んでおられる方が、例えば千代田の病院に来るのに、公共交通を使っていく場合、どういう行き方をすればいいですよというふうに町としては説明されますか。

○副議長（濱田芳晴） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 今回、再編計画をさせていただきまして、それぞれの地域ごとに時刻、それからルート、料金などを明記したパンフレットを既に各戸に配らせていただいております。それには当然時刻もありますし、バス停なんかの表記もございますので、それを見ていただくのが一番分かりやすいかなと思っております。また、なかなか分かりにくい場合は、うちの担当のほうへ電話も時々かかってきて、その都度対応させておりますので、もし、なかなか分かりにくいと、何時のホープに乗ってどの路線バスに乗ればいいのかということとございましたら、その分は対応させていただきたいと思っております。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今言われたのは、このことですか。はい、分かりました。それでは最後の質問になります。豊平病院の問題に関連して、町民から挙がってくるさまざまな疑問点に対して、町として取り組む姿勢とか方針について、なかなか町民の皆さんに十分に伝わりにくいところがあるのかなというふうに感じます。町としては一生懸命やっておりますよ。こういう議会

の場では、それを聞く場が多いわけでありますけれども、それを伝えるのが議員の役目ということも言えるかとは思いますが、そういう意味では、いろいろな努力をして町の姿勢とか方針とか、あるいは未来に対する考え方とか、いろいろなことをもっと町民の皆さんに分かってもらうような努力をしていかないといけないんじゃないかなというふうに感じます。そのような中で、今朝からも同僚議員がたくさん豊平病院のことについて質問しておりますけれども、少しさかのぼって旧4町の合併以来、この病院経営に対して、町としてどのような経営努力をなされてきたのか。どのようなものであったのかということ町民の皆さんが聞いて、よく分かるように説明していただきたいと思います。お願いします。

○副議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） 町といたしましては、豊平病院が住民に対し、良質の医療を継続的に提供していくためには、病院経営の健全化が、確保されることが不可欠であると認識しております。主要な経営指標について数値目標を掲げ、経営の効率化に取り組んできているところでございます。具体的などころにつきましては担当課から説明をいたします。

○副議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。町は、病院の経営健全化を図るため、北広島町立病院診療所経営健全化委員会を設置し、経営健全化などについて協議をしてきているところでございます。具体的に申しますと、合併後、平成18年度に北広島町豊平病院中期経営健全化計画を策定しました。これによって、単年度黒字化を目指し、病院の健全経営を進めることとしました。この計画に則って、平成20年4月1日に北広島町豊平病院を地方公営企業法全部適用に移管することとし、独立運営としました。病院管理者の権限が強化され、柔軟な病院経営が可能となり、経営の効率化が図られ、平成19年度から平成23年度まではおおむね計画どおり黒字化による健全経営を達成してきております。平成24年度に在宅医療、介護事業の強化を盛り込んだ北広島町豊平病院経営管理計画を策定し、病院運営に取り組んできております。しかし、平成23年度、常勤内科医師が不在となり、平成25年度末に常勤医師の退職などにより、常勤医師1名の体制となり、1名での診療となりました。平成26年4月には救急告示の取り下げも影響し、平成25年度以降、年々、入院、外来患者数とも大きく減少し、収益が激減し、赤字が増えてきておりました。平成25年度以降、町としましては、病院と連携し、医師確保に向けて取り組んできましたが、なかなか常勤内科医師の雇用には至っておりません。平成26年度、27年度には医業収益の減少から病院運営が困難となり、一般会計からの繰り出しを行っております。平成28年度からは指定管理者制度を導入しての病院運営ということになっております。指定管理となりましてからも、指定管理者とは定期的に経営健全化に向けた協議を重ねてきているところでございます。また、平成29年3月に北広島町立病院診療所等新改革プランを策定し、経営効率化や再編ネットワークなども含めて、先ほど申しました北広島町立病院診療所経営健全化委員会において、点検、評価を行ってきているところでございます。併せて、豊平病院は地方公営企業法の規定により、毎月、町に豊平病院事業経理状況について報告し、町監査委員の監査を受けております。加えて半期ごとに業務の状況を告知しております。しかし、町は病院経営に関し、専門的な知識も不足しており、適切な点検、評価などができてない現状もございます。今後は、経営の観点も含めて、経営に対し強化していく体制を作っていくことも考えております。以上でございます。

○副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

- 9番（亀岡純一） ただいま、時系列的に詳しくお話していただきました。これを総括して、町としては最大限の努力をしてきたと言い切れますか。
- 副議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 町としましては、最大限の努力はしてまいりました。しかし、先ほど、最後に申しましたように、経営の観点というところが不足していたところも現状でございます。以上でございます。
- 副議長（濱田芳晴） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 今後も引き続き、町行政の側からも、また議員としても、町民の皆様には、都度、町の状態がどういうふうになっているのか、この先、どういうふうに進んでいこうとしているのかということ、また、町民の皆さんが何を願っているのかということをしっかり受け止めながらやっていかないといけないというふうに思います。以上で質問を終わります。
- 副議長（濱田芳晴） これで亀岡議員の質問を終わります。お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日の13日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とします。なお、明日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 55分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~